

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区男女共同参画条例の一部を改正する 条例(2)	3
江東区新庁舎建設等基金条例(3)	4
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例(4)	4
江東区長及び副区長の給料等に関する条例 等の一部を改正する条例(5)	5
江東区職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例(6)	6
江東区職員の旅費に関する条例の一部を改 正する条例(7)	6
江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する 条例(8)	11
江東区こどもの権利に関する条例(9)	11
江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正す る条例(10)	14
江東区建築審査会条例の一部を改正する条 例(11)	14
江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例 の一部を改正する条例(12)	15
江東区立都市公園条例の一部を改正する条 例(13)	15
江東区立公衆便所条例の一部を改正する条 例(14)	16
江東区普通河川管理条例の一部を改正する 条例(15)	16
江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する 条例(16)	16
江東区事務手数料条例の一部を改正する条 例(17)	16
江東区江東きっずクラブ条例の一部を改正 する条例(18)	41
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一 部を改正する条例(19)	41
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (20)	41
公益的法人等への江東区職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例(21)	42

江東区職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例(22)	42
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例(23)	42
江東区地域包括支援センターの包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例(24)	43
江東区福祉会館条例の一部を改正する条例 (25)	43
江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (26)	44
江東区国民健康保険条例の一部を改正する 条例(27)	45
江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (28)	45

◎告 示

都市計画事業の図書の縦覧について(102)	46
保管自転車の処分について（令和 7 年 2 月 下期）(111)	46
特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて(116)	46
令和 6 年度補正予算の公表(123)	47
特別区道路線の区域変更について(132)	65
特別区道路線の供用開始について(133)	69
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞 退について(135)	73
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路指定の変更について(139)	73
保管自転車の処分について（令和 7 年 3 月 上期）(140)	73
令和 7 年度当初予算の公表(149)	73
指定納付受託者の指定について(151)	95
指定納付受託者の指定について(152)	95
指定納付受託者の指定について(153)	95
指定納付受託者の指定について(156)	95
指定納付受託者の指定について(157)	95
東京都市計画道路事業の事業計画の変更に ついて(158)	96
東京都市計画区域区分の変更について(159)	96
東京都市計画用途地域の変更について(160)	96
東京都市計画臨港地区の変更について(161)	96
東京都市計画下水道東京都公共下水道の変 更について(162)	97
東京都市計画防火地域及び準防火地域の変 更について(163)	97
江東区男女共同参画推進センター使用料の 収納事務に係る私人委託について(164)	97

環境基本法による環境基準を適用する地域及びその類型による区分について(170) ……	97
振動規制法による地域の指定について(171) ……	98
騒音規制法による地域の指定について(172) ……	98
令和 7 年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(173) ……	98
コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納事務に係る私人委託について(174) ……	105
令和 7 年度江東区一般廃棄物処理実施計画について(175) ……	105
廃棄物処理手数料に係る徴収事務の委託について(176) ……	115
都市公園の区域及び面積変更について(177) ……	117
都市公園の設置について(178) ……	119
江東区立仙台堀川公園自動車駐車場の使用料の収納事務に係る私人委託について(184) ……	121
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務に係る私人委託について(185) ……	121
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)の収納事務の私人委託について(186) ……	121
豊洲特別出張所の公金収納事務に係る私人委託について(187) ……	121
江東区介護保険料の収納事務の私人委託について(188) ……	122
犬の注射済票交付手数料収納事務の委託について(189) ……	122
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)の収納事務の私人委託について(190) ……	126
枝川・東陽区民館の使用料の収納事務に係る私人委託について(191) ……	126
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(192) ……	127
江東区国民健康保険料の徴収事務の私人委託について(193) ……	127
江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務の私人委託について(194) ……	128
江東区保育料の収納事務の私人委託について(195) ……	128
特別区道路線の区域変更について(196) ……	129
特別区道路線の供用開始について(197) ……	131
特別区道路線の区域変更について(198) ……	133
保管自転車の処分について(令和 7 年 3 月下旬)(200) ……	135

◎告 示(教)

令和 7 年第 3 回江東区教育委員定例会の招集(5) ……	135
--------------------------------	-----

◎告 示(選)

選挙人名簿登録日(定時)変更の告示について(7) ……	136
江東区選挙管理委員会規程の一部改正(8) ……	136

◎告 示(監)

令和 6 年度第 2 回定期監査の結果に対する措置の公表(3) ……	136
令和 6 年度第 3 回定期監査の結果に対する措置の公表(4) ……	137

◎区 議 会

区議会議決事項 ……	138
(令和 7 年第 1 回定例会)	

条	例
---	---

江東区男女共同参画条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 号

江東区男女共同参画条例の一部を改正する条例

江東区男女共同参画条例（平成 16 年 3 月江東区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例

前文のうち第 1 項中「男女」を「すべての人」に改め、第 2 項中「努力が求められている」の次に「。さらに、すべての人が性別等にとらわれず、様々な違いを尊重し、自分らしく生きることができる社会の形成が求められている」を加え、第 3 項中「分かち合い、性別」を「分かち合うとともに、性別等」に、「、その個性と能力を十分に発揮していく」を「性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合い、安心して暮らせる」に改める。

第 1 条中「参画社会の形成に関し、」を「参画及び多様性を尊重する社会の形成に関し」に改め、「並びに」を削り、「男女共同参画社会の形成に関する」を「区の」に、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進」を「その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を実現」に改める。

第 2 条第 1 号中「参画社会」を「参画及び多様性を尊重する社会」に、「男女が、」を「すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、及び」に、「もって男女」を「もってすべての人」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「男女が」を「すべての人が」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 性別等 公的に管理及び登録された性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）並びに性表現（外面に表れる性についての自己表現をいう。以下同じ。）をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) パートナースhip 性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した 2 人の者の関係をいう。

- (7) ファミリーシッp パートナースhipにある 2 人と規則で定める親族（以下「親族」という。）との家族としての関係をいう。

第 3 条各号列記以外の部分中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第 1 号中「男女」を「すべての人」に、「性別」を「価値観、生き方及び性別等」に改め、同条第 2 号中「性別」の次に「等」を加え、「男女」を「すべての人」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「男女」を「すべての人」に改め、同条第 5 号中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加える。

第 4 条の見出しを「（差別的取扱い等の禁止）」に改め、同条第 1 項中「性別」の次に「等」を加え、同条第 2 項中「男女間における」を「配偶者等への」に改め、同条第 4 項中「性別」の次に「等」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 5 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にすることはならない。

- 6 何人も、正当な理由がない限り、他人の性表現を妨げてはならない。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第 3 項中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、「及び区」を「、区」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加える。

第 9 条各号列記以外の部分中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第 3 号中「求め、」の次に「男女共同参画及び多様性を尊重する」を加え、同条第 4 号及び第 5 号中「男女」を「すべての人」に改め、同条第 6 号中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（江東区パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓制度）

第 9 条の 2 区は、婚姻関係にないパートナーシッpにある 2 人及びファミリーシッpにある親族が家族として安心して暮らしやすい環境づくりにつなげるため、江東区パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓制度を実施するものとする。

2 前項の江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップにある2人がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを区に宣誓し、当該宣誓に係る届出を受領したことを区長が証明する制度をいう。

3 前2項に定めるもののほか、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加える。

第12条中「男女共同参画社会の形成に関する施策を実施し、並びに」を削り、「の男女共同参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加える。

第13条第1項中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「第15条の」を加える。

第14条第1項中「性別」の次に「等」を加え、「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の規定による申出に適切に対応するための相談窓口を設置し、相談内容に応じて必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条第3項を削る。

第15条中「参画社会」を「参画及び多様性を尊重する社会」に改める。

第16条第1項及び第2項中「参画」の次に「及び多様性を尊重する」を加え、同条第3項中「第13条」を「第13条第2項」に改める。

第17条第1項中「委員15人以内で」を「区長が委嘱する委員15人以内の者をもって」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
(江東区男女共同参画推進センター条例の一部改正)

2 江東区男女共同参画推進センター条例(平成2年12月江東区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「参画社会」を「参画及び多様性を尊重する社会」に改める。

江東区新庁舎建設等基金条例を公布する。

令和7年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第3号

江東区新庁舎建設等基金条例

(設置)

第1条 江東区の新庁舎及び施設の建設等に要する資金に充てるため、江東区新庁舎建設等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、江東区一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、江東区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、第1条の目的のため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第4号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月江東区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条の3(見出しを含む。)中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」

に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第16条の4第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(経過措置)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備)
- 2 この条例による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

江東区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第5号

江東区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、別表第2のとおりとする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の適用を受ける指定職職員等（同令第1条第2項第2号に規定する者をいう。）の例による」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和60年3月江東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「日当を5,000円」を「宿泊手当を副区長相当額」に改め、同条第3項ただし書を削る。

(江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月江東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食

卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(江東区附属機関の構成員の報酬および費用弁償条例の一部改正)

第 5 条 江東区附属機関の構成員の報酬および費用弁償条例(昭和 31 年 11 月江東区条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の 7 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第 3 項中「車賃及び宿泊料の 5 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(江東区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 6 条 江東区監査委員の給与等に関する条例(平成 3 年 10 月江東区条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

第 7 条 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和 31 年 11 月江東区条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)中指定職の職務にある者相当額とする」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和 6 年政令第 306 号)の適用を受ける指定職職員等(同令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する者をいう。)の例による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 6 号

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の退職手当に関する条例(昭和 32 年 3 月江東区条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 8 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 12 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例第 13 条第 8 項第 4 号(同条第 9 項において準用する場合を含む。)及び同条第 12 項の規定は、退職職員(退職した江東区職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 7 号

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の旅費に関する条例(昭和 30 年 4 月江東区条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「財務省令」を「国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第

4号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「場合に」の次に「において」を加え、「若しくはその扶養家族」を削り、「本拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「含む」の次に「。次号において同じ」を加え、「パートナーシップ関係の相手方」を「パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 家族 職員の配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「その」を「当該」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「旅費」を「対し、旅費」に改め、同項第1号中「免職」の次に「（罷免を含む。）」を加え、同条第3項中「場合には」を「ときは」に、「前項の規定による旅費は」を「同項の規定による旅費は、」に改め、同条第4項中「参考人」を「参考人、通訳等」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例等に特別の定めがある場合その他区費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に、「旅行中交通機関の事故又は」を「、旅行中」に、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「受けなかつた」を「受けなかつた」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他任

命権者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第2項中「よつては、」を「よつては」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「自ら又は第5条第1項」を「、自ら又は次条第1項」に、「これを変更」を「、その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項中「記載事項及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「従つて」を「従つて」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「できるだけ速やかに」に改め、同条第3項中「第2項」を「前2項」に、「、その変更」を「その変更」に、「認められなかつた」を「認められなかつた」に、「その旅行者は」を「当該旅行者は、」に、「従つた」を「従つた」に改める。

第6条から第13条までを次のように改める。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費

の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第 2 項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第 1 項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第 2 項及び第 3 項に規定する期間並びに第 4 項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、任命権者が定める。

（旅費の種目及び内容）

第 8 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、次条から第 20 条までに定めるところによる。
（鉄道賃）

第 9 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 10 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最

下級の直近上位の級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(航空賃)

第 1 1 条 航空賃は、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、外国旅行の場合であって、運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として任命権者が定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額によることができる。

(その他の交通費)

第 1 2 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)

第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 前号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第 1 3 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき、内国旅行にあつては 19,000 円、外国旅行にあつては 59,000 円を上限として、地域の実情を勘案して任命権者が定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係

る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第 1 3 条の 2 を削る。

「第 2 章 内国旅行の旅費」を削る。

第 1 4 条から第 2 7 条までを次のように改める。
(包括宿泊費)

第 1 4 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 1 2 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 1 5 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては 2,400 円、外国旅行にあつては 5,400 円を上限として、通常要する費用の額を勘案して任命権者が定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第 1 6 条 転居費は、本邦における赴任に伴う転居に要する費用(第 1 8 条第 1 項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して任命権者が定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 1 7 条 着後滞在費は、本邦における赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 1 8 条 家族移転費は、本邦における赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その

他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第 19 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第 20 条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第 3 条第 2 項第 5 号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、460,000 円とする。

(退職者等の旅費)

第 21 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 23 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条並びに第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額と

する。

(旅費の調整)

第 24 条 任命権者は、旅行者が江東区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第 25 条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法第 48 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第 26 条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定

める。

（委任）

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。

第 28 条から第 30 条の 3 までを削る。

第 3 章及び第 4 章を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の 7 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年 3 月江東区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当及び宿泊料の 5 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（経過措置）

4 改正後の江東区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の江東区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

5 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 8 号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月江東区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区こどもの権利に関する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 9 号

江東区こどもの権利に関する条 例

こどものみなさん

だれひとりか

みなさんは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれた時から一人の人間とし

て 幸 せに生きる権利を持っています。みなさんは、命 が守られ、安 心して育つことができます。まわりの人の 愛 情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができます。

みなさんは、自分の意志で自分に合った選択をすることができます。しかし、成 長 の途中であるみなさんは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合があります。そのた

わたし まも
めに 私たちおとなは、みなさんを守るため、み
なさん一人ひとりの声を大切に受け止め、みなさん
にとって最もよいことができるように考えていかなければなりません。

みなさんは、人種や性別、障害や病気のあ
るなしなどにかかわらず、いかなる差別も受けま
せん。誰もが同じように大切にされます。

みなさんは、様々な活動の場に参加し、自分の
意見や思いをあなたらしい方法で表現することが
できます。

もし、みなさんが悩んだり、不安になったり、困
ったりすることがあったら、おとなに相談したり、
助けてもらうことができます。私たちおとなは、
みなさんの立場に寄り添い、みなさんにとって
一番よいことを一緒に考えていきます。
江東区には、地域に温かい思いやりの心があ
息づいています。私たちおとなは、地域全体で
みなさんを見守り、みなさんを全力で応援しま
す。

未来を担うみなさんは、たくさんの可能性であ
ふれています。たとえ失敗しても何度でもやり直
せます。

江東区は、こどもの権利をみなさんやおとなに
理解してもらえるように伝えていきます。そして、
みなさん一人ひとりが大切にされ、誰もが自分
は生まれてきてよかったと思える社会を目指して、
この条例を定めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法や児童の
権利に関する条約の考えをもとに、こども
の権利を大切にするための基本となる考え
を定め、こどもに関係する人たちが何をしな
ければならないのかを理解し、みんなで江東区

(以下「区」といいます。)のこどもの健やかな
育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、それ
ぞれ次のとおりです。

(1) 「こども」とは、江東区内(以下「区内」
といます。)に住んでいたり、区内で学んで
いたり、働いていたり、活動したりしてい
る人の中で、まだ 18 歳になっていない人や
これらの人と同じく権利を認めることがふ
さわしい人のことをいいます。

(2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他
こどもの親に代わりそのこどもを育てる人
のことをいいます。

(3) 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で
学んでいたり、働いていたり、活動したり
している人や団体のことをいいます。

(4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、
幼稚園、学校や児童福祉施設などの、こども
が育ち、遊び、学び、活動するために利用す
る施設のことをいいます。

(大切な考え方)

第 3 条 こどもは、生まれた時から権利を持つ
一人の人間として、生活のあらゆる場面におい
て、その権利が大切にされます。

2 こどもは、自分の権利が大切にされることと
同じように、自分以外の人の権利も大切にしま
す。

3 おとなは、こどもに対して何かを行う時に
は、こどもにとって最もよいことができるよう
に考えていきます。
(安心して生きる権利)

第4条 だ い じ ょ う こ ど も は、あ ん し ん い つ ぎ
けん り ま も
権利が守られます。

- (1) い の ち ま も あ い た い せ つ
命 が 守 ら れ、愛 さ れ、大 切 に さ れ る こ と。
- (2) け ん こ う ま も ひ つ よ う い り よ う ぎ ょ う せ い
健康 が 守 ら れ、必 要 な 医 療 や 行 政 サ ー
う
ビ ス が 受 け ら れ る こ と。
- (3) し ん た い て き せ い し ん て き ぼ う り よ く ぎ ゃ く た い う
身 体 的 ・ 精 神 的 な 暴 力 や 虐 待 を 受 け
な い こ と。
- (4) か て い か ん き ょ う こ く せ き ぶ ん か ち が ね ん れ い
家 庭 の 環 境、国 籍、文 化 の 違 い、年 齢、
せ い べ つ せ い か た し ょ う が い び ょ う き
性 別、性 の あ り 方、障 害 や 病 気 の あ る な
さ べ つ
し など に よ り 差 別 を さ れ な い こ と。

じ ぶ ん そ だ けん り
(自 分 ら し く 育 つ 権 利)
第5条 だ い じ ょ う じ ぶ ん そ だ つ ぎ
けん り ま も
権利が守られます。

- (1) あ そ や す ま な ひ つ よ う
遊 び、休 み、学 ぶ こ と、そ の た め に 必 要 な
か ん き ょ う と と の
環 境 が 整 え ら れ る こ と。
- (2) さ ま ざ ま ぶ ん か げ い じ ゅ つ し ぜ ん
様 々 な 文 化 や 芸 術、ス ポ ー ツ、自 然 など
ふ ゆ た け い け ん
に 触 れ て 豊 かな 経 験 が で き る こ と。
- (3) じ ぶ ん か ん が な か ま つ く あ つ
自 分 の 考 え で 仲 間 を 作 り、集 ま る こ と。
- (4) じ ぶ ん こ せ い か の う せ い た い せ つ
自 分 の 個 性 や 可 能 性 が 大 切 に さ れ る こ と。

ま も けん り
(守 ら れ る 権 利)
第6条 だ い じ ょ う じ ぶ ん こ こ ろ か ら だ ま も
こ ど も は、自 分 の 心 や 身 体 を 守 る た
め、次 の 権 利 が 守 ら れ ま す。

- (1) す こ そ だ が い ま も
健 や か な 育 ち を 害 す る も の か ら 守 ら れ る
こ と。
- (2) め い よ ま も
プ ラ イ バ シ ー や 名 誉 が 守 ら れ る こ と。
- (3) ふ あ ん こ ま と き
不 安 な こ と や 困 っ た こ と が あ っ た 時 に、お
ひ つ よ う し え ん じ ょ げ ん も と
と な に 必 要 な 支 援 や 助 言 を 求 め、お と な に
じ ぶ ん お も う と
し っ か り と 自 分 の 思 い を 受 け 止 め て も ら う こ
と。

じ ぶ ん い け ん あ き さ ん か けん り
(自 分 の 意 見 な ど を 明 ら か に し、参 加 す る 権 利)
第7条 だ い じ ょ う じ ぶ ん
こ ど も は、自 分 に か か わ り の あ る こ と
い け ん つ た さ ま ざ ま か つ ど う さ ん か
に つ い て 意 見 を 伝 え た り、様 々 な 活 動 に 参 加

つ ぎ けん り ま も
す る た め、次 の 権 利 が 守 ら れ ま す。

- (1) じ ぶ ん い け ん こ と ば た ほ う ほ う
自 分 の 意 見 な ど を 言 葉 そ の 他 の 方 法 で
じ ゅ う ひ ょ う げ ん か て い そ だ ま な し せ つ ち い き
自 由 に 表 現 し、家 庭 や 育 ち 学 ぶ 施 設、地 域
く つ た
の お と な、区 な ど に 伝 え る こ と。
- (2) じ ぶ ん い け ん か ん が じ ぶ ん
自 分 の 意 見 な ど を 考 え る た め に 自 分 に と
ひ つ よ う じ ょ う ほ う
っ て 必 要 な 情 報 を わ か り や す く、お と な や
し ゃ か い え
社 会 か ら 得 ら れ る こ と。
- (3) い け ん い け ん お な
こ ど も の 意 見 な ど は、お と な の 意 見 と 同 じ
たい せ つ し ゃ か い う と
よ う に 大 切 に さ れ、お と な や 社 会 に 受 け 止 め
ら れ る こ と。
- (4) じ ぶ ん か ん が さ ま ざ ま か つ ど う さ ん か
自 分 の 考 え で 様 々 な 活 動 に 参 加 す る こ
と。

く せ き む
(区 の 責 務)

だ い じ ょ う く ほ ご し ゃ く み ん そ だ ま な
第8条 区 は、こ ど も、保 護 者、区 民、育 ち 学
し せ つ か ん け い ひ と ち か ら あ
ぶ 施 設 や 関 係 す る 人 た ち と 力 を 合 わ せ て す
けん り ま も と り く み
べ て の こ ど も の 権 利 が 守 ら れ る た め の 取 組 を
す す
進 め ま す。

く じ ょ う れ い か ん が か た
2 区 は、こ の 条 例 の 考 え 方 を も と に こ ど も
けん り ま も と り く み す す
の 権 利 を 守 る 取 組 を 進 め て い く た め の 計 画 を
つ く り ま す。

く か ん け い さ ま ざ ま と り く み お こ な
3 区 は、こ ど も に 関 係 す る 様 々 な 取 組 を 行
とき じ ょ う れ い か ん が か た す す
う 時 に は、こ の 条 例 の 考 え 方 を も と に 進 め
ま す。

く ほ ご し ゃ く み ん そ だ ま な し せ つ
4 区 は、こ ど も や 保 護 者、区 民、育 ち 学 ぶ 施 設
か ん け い し ゃ けん り か ん が
の 関 係 者 な ど に こ ど も の 権 利 に つ い て の 考
か た り か い と り く み す す
え 方 を 理 解 し て も ら え る よ う に 取 組 を 進 め ま
す。

く そ だ ま な し せ つ か て い ち い き し ゃ か い
5 区 は、育 ち 学 ぶ 施 設 や 家 庭、地 域 社 会 な ど で、
けん り み ず か ま な
こ ど も が こ ど も の 権 利 に つ い て 自 ら 学 び、
じ ぶ ん じ ぶ ん い が い ひ と けん り た い せ つ
自 分 と 自 分 以 外 の 人 の 権 利 を 大 切 に し あ う こ
と り く み す す
と が で き る よ う に な る た め の 取 組 を 進 め ま す。

ほ ご し ゃ や く わ り
(保 護 者 の 役 割)

だ い じ ょ う ほ ご し ゃ も っ と
第9条 保 護 者 は、こ ど も に と っ て 最 も よ い こ

いちばん かんが ゆた あいじょう も
とを一番に考 え、豊かな愛 情を持ってこど
もに接し、こどもの権利が守られるように努め
ます。

- 2 保護者は、必要に応じて、区や区民、育ち学
ぶ施設などと 力 を合わせてこどもが健やかに
育つように努めます。

(区民の役割)

- 第 10 条 区民は、地域全体でこどもを育てて
いくことを理解し、力 を合わせてこどもの権利
が守られるように努めます。

- 2 区民は、こどもが健やかに育つことができる
環 境 づくりに努めます。

- 3 区民は、地域でこどもを見守り、区と一緒に
こどもが安全に安心して過ごすことができる
まちづくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

- 第 11 条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども
が自分で 考 え、遊び、学び、活動することが
できるようにするための支援を 行 い、こどもの
権利が守られるように努めます。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が
こどもの健やかな育ちのために大切な役割を
持っていることを理解し、こどもを支援する
力 を高めるように努めます。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者が家庭で
安心して子育てができるようにするための
支援を 行 い、こどもの権利が守られるように
努めます。

- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設の
情 報 について、保護者や区民に伝え、お互い
に 力 を合わせて育ち学ぶ施設を運営するよ
うに努めます。

(こどもの権利が守られていない状 態 からの
回復)

- 第 12 条 区や保護者、区民、育ち学ぶ施設の
関係者は、お互いに 力 を合わせてこどもに
差別や虐 待、いじめその他の権利が守られて
いない状 態 があれば、力 を合わせて早く権
利が守られた 状 態 へ回復できるようにする
ための支援に努めます。

- 2 区は、こどもの思いを受け止め、こどもの不安
や悩みを解 消 できるよう相談に応じ、こども
が安心して育つことができる 環 境 づくりに
努めます。
(委任)

- 第 13 条 この条 例 に定めるもののほか
必要なことは、区長が別に定めます。

附 則

- この条 例 は、令和 7 年 4 月 1 日から施行しま
す。

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条
例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 10 号

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正す
る条例

江東区公衆浴場法施行条例 (平成 24 年 3 月江
東区条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ウ中「大腸菌群数」を「大
腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区建築審査会条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 11 号

江東区建築審査会条例の一部を改正する条

例

江東区建築審査会条例(昭和58年3月江東区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「及び額は、別表のとおりとする」を「、額及び支給方法については、江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例(昭和60年3月江東区条例第3号)に定める参考人等の例による」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の江東区建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第12号

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例(昭和28年6月江東区条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「9,350円」を「9,740円」に、「14,300円」を「14,900円」に、「19,300円」を「20,100円」に、「7,720円」を「8,690円」に、「12,400円」を「13,900円」に、「17,000円」を「19,100円」に、「830円」を「860円」に、「83円」を「86円」に、
「50円」
を
「52円」
に、「8,180円」を「8,520円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「16,700円」を「17,300円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「190円」を「200円」に、「340円」を「360円」に、
「500円」

を

「520円」

に、「750円」を「780円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「1,500円」を「1,560円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「3,500円」を「3,650円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「10,000円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「14,800円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「11,700円」を「12,300円」に、「7,020円」を「7,400円」に、「10,400円」を「11,000円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「230円」を「240円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中「23,400円」を「24,600円」に、「13,300円」を「13,900円」に、「230円」を「240円」に、「234,000円」を「246,700円」に、「117,000円」を「123,300円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「23,400円」を「24,600円」に、「8,640円」を「10,300円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「16,700円」を「17,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第13号

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,363円」を「2,022円」に改める。

別表第 2 中「45 円」を「47 円」に、「10,800 円」を「11,280 円」に、「1,912 円」を「1,997 円」に、「16,875 円」を「17,625 円」に改める。

別表第 3 中「1,856 円」を「1,933 円」に、「1,100 円」を「1,145 円」に、「165 円」を「171 円」に、「412 円」を「429 円」に、「825 円」を「859 円」に、「137 円」を「143 円」に、「1,375 円」を「1,432 円」に、「550 円」を「572 円」に、「1,038 円」を「1,245 円」に、「687 円」を「716 円」に、「1,184 円」を「1,420 円」に、

「

45 円

」

を

「

47 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 14 号

江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例

江東区立公衆便所条例（昭和 28 年 6 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

同 亀島橋際公衆便所	同 亀戸一丁目 1 番 1 号
------------	-----------------

」

を

「

同 亀島橋際公衆便所	同 亀戸一丁目 1 番 1 号 - 先号
------------	----------------------

」

に改め、同表同大島七丁目公園内公衆便所の項の次に次のように加える。

同 旧三大小記念公園内公衆便所	同 大島七丁目 3 8 番 7 号
-----------------	-------------------

別表同東大島駅前公衆便所の項の次に次のように加える。

同 大島九丁目すくすく公園内公衆便所	同 大島九丁目 6 番 1 1 号
--------------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 15 号

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例

江東区普通河川管理条例（昭和 56 年 10 月江東区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「604 円」を「724 円」に、「331 円」を「397 円」に、「1,072 円」を「1,286 円」に、「217 円」を「260 円」に改める。

別表第 2 中「700 円」を「728 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 16 号

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江東区公共溝渠管理条例（昭和 28 年 6 月江東区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「412 円」を「429 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 17 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区事務手数料条例（昭和 33 年 3 月江東区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 19 の項から 21 の項までの規定中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同表 22 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に、「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同表 23 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同表 24 の項から 26 の項までの規定中「第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改め、同表 27 の項及び 28 の項中「第 18

条第24項」を「第18条第38項」に改める。

別表第7の1の項及び2の項並びに別表第8の3の項及び4の項中「9の項」を「14の項」に、「10の項又は11の項」を「15の項又は16の項」に改める。

第2条 江東区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6の14の項中「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」

別表第7 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料）（第6条関係）

に改め、同表19の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表22の項中「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「200平方メートル以内のもの 15,000円」を「200平方メートル以内のもの 23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物に関する法に別表第6の14の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の15の項又は16の項に掲げる条第1項額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） (1) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） イ (ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分という。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの (イ) 非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分という。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,	認定申請のとき 5,800円 11,300円 23,800円 52,800円 94,700円 119,000円 148,000円 11,300円 19,500円

	合			0 0 0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 1, 6 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	9 4, 3 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 4 9, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 8, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 3 5, 0 0 0 円
			(2) (1) 以外の場合 ア 戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1 1 0 6 号）をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 2 0, 7 0 0 円
				仕様・計算併用法（住宅部分の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下この表において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第 1 条第 1 号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第 1 0 条第 2 号ロ (1) の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第 1 0 条第 2 号イ (1) の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第 8 の 4 の項及び 5 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 2 2, 2 0 0 円
				標準計算法（省令第 1 0 条第 2 号イ (1) 及び同号ロ (1) の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第 8 の 4 の項及び 5 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0, 1 0 0 円
				標準計算法（省令第 1 0 条第 2 号イ (1) 及び同号ロ (1) の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第 8 の 4 の項及び 5 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 3 3, 2 0 0 円
			合	当該部分の床面積の合計が 4 0, 2 0 0 円	4 0, 2 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	4 4, 9 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	4 4, 9 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	4 4, 9 0 0 円

				イ ア 外 建 物	(ア) 住宅 の部分 建築	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	38,700円
							当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	66,900円
							当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	120,000円
							当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの	183,000円
						仕様・計算併用法による場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	59,800円
							当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	100,000円
							当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	175,000円
							当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	256,000円
							当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	304,000円
							当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	354,000円
						標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	81,000円
							当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	135,000円
							当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	229,000円
							当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	329,000円
							当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以 上のもの	390,000円

					上 25,000 平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	449,000 円
					当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	102,000 円
					当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	129,000 円
					当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	171,000 円
					当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	276,000 円
					当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	361,000 円
					当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	434,000 円
					当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	509,000 円
					当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	266,000 円
					当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	334,000 円
					当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	431,000 円
					当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	615,000 円
					当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	758,000 円
					当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル	896,000 円

					未満のもの 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	1,020, 000円	
2	都市の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申請に関する法律第55条第1項の規定に額)の申請のとき					変更認定申請のとき
	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100 円	
			イ (イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000 円		
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	16,70 0円		
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	37,00 0円		
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	66,50 0円		
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	83,50 0円		
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	103,0 00円		
			イ (イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	8,000 円		
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の もの	13,80 0円		
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	22,20 0円		
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	66,10 0円		
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未	104,0 00円		

				満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	165,000円
(2)	(1)以	ア	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満の もの	14,300円
	外の場	一戸		当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上の もの	15,100円
	合	建て 住宅	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満の もの	21,100円
				当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上の もの	23,300円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満の もの	28,300円
				当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上の もの	31,500円
		イ	(7) 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	26,800円
		ア以		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	46,500円
		外の部		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	84,800円
		分		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの	127,000円
		建	仕様・計算併用法による場	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	42,000円
		築		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	70,500円
		物		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの	179,000円

					10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
			(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	304,000円

					未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	357,000円
					標準入力法等による場合	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の もの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	627,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	715,000円

備考

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の1の部(1)の款アの項若しくは(2)の款アの項又は2の部(1)の款アの項若しくは(2)の款アの項に掲げる額とする。

別表第8 都市整備部関係手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料）（第6条関係）

事務	手数料の名称及び額			徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）			確認申請又は計画通知のと
	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方	4,700円	

は第12条第2項ただし書の規定の適用を受け、(2) 一戸建て住宅以外の住宅の審査(特定建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)	メートル以内のもの			き
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		7,800円	
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		9,400円	
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅			
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		4,300円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		8,200円	
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		13,300円	
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		15,900円	
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		22,300円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		31,300円	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき
	(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 一戸建て住宅	5,800円	
	イ 以外建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として、区長が定めるもの	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,300円

定	が提出された場合			0 平方メートル未満のもの	0 円	
				当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9, 5 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 1, 6 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	9 4, 3 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 4 9, 0 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 8, 0 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 3 5, 0 0 0 円	
	(2) (1)以外の場合	ア 戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	2 0, 7 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	2 2, 2 0 0 円	
		イ 住宅	仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)若しくは第 1 0 条第 2 号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)若しくは第 1 0 条第 2 号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、3 の項及び 6 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	3 0, 1 0 0 円	
				当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	3 3, 2 0 0 円	
				標準計算法（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、3 の項及び 6 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	4 0, 2 0 0 円
					当該部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	4 4, 9 0 0 円
	イ ア	(7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	3 8, 7 0 0 円		

外 建 築 物	部分		当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 6, 9 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 0, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 8 3, 0 0 0 円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	5 9, 8 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 0, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 7 5, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 5 6, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 0 4, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 5 4, 0 0 0 円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	8 1, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3 5, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 2 9, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 2 9, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 9 0, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	4 4 9, 0 0 0 円
		(イ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 1, 3 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9, 5 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 1, 6 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	9 4, 3 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 4 9, 0 0 0 円

				0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 8, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 5, 0 0 0 円
			(ウ) モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。3 の項及び 6 の項において同じ。) による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 2, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 9, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 7 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 7 6, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 6 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 3 4, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	5 0 9, 0 0 0 円
			標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。3 の項及び 6 の項において同じ。) による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 6 6, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 3 4, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 3 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 1 5, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	7 5 8, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	8 9 6, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1, 0 2 0, 0 0 0 円
3	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の (1) 及び (2) に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条	(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更	ア 一戸建て住宅			4, 1 0 0 円
		イ (ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	8, 0 0 0 円	
			当該部分の床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6, 7 0 0 円	

条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能判定	エネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			方メートル未満のもの		更 計 画 通 知 の と き
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
	(2) (1)以外の場合	ア 戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
				仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円

		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	4 2, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	7 0, 5 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 2, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 7 9, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 1 3, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 4 8, 0 0 0 円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの		9 4, 6 0 0 円
		当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの		1 6 1, 0 0 0 円
		当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの		2 3 1, 0 0 0 円
		当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの		2 7 3, 0 0 0 円
		(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 1 4, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの		8, 0 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの		1 3, 8 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの		2 2, 2 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの		6 6, 1 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの		1 0 4, 0 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの		1 3 2, 0 0 0 円	
	(ウ) モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 6 5, 0 0 0 円	
		当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	7 1, 6 0 0 円	

			外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平 方メートル未満のもの	9 1, 1 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 1 9, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9 3, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 5 3, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 0 4, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 5 7, 0 0 0 円
			標準入力法等による 場 合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 6, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平 方メートル未満のもの	2 3 4, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 0 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 3 0, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	5 3 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 2 7, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	7 1 5, 0 0 0 円
4	建 築	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			
	物 の エ	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー			認 定
	ネ ル ギ	消費性能の向上等に関する法律第 3 0 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合におい			申 請
	ー 消 費	ては、一の建築物について別表第 6 の 1 4 の項に掲げる額（建築基準法第 8 7 条の 4 に規			の
	性 能	定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について同表の 1 5			と
	向 上 等	の項又は 1 6 の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			き
	に 関 す	(1) 申請にア	一戸建て住宅		
	る 法 律	併せて建			5, 8 0 0 円
	第 3 0	築物のエ	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 1, 3 0 0 円
	条 第 1	ネルギー		当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平 方メートル未満のもの	2 3, 8 0 0 円
	項 の 規	消費性能		当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	5 2, 8 0 0 円
	定 に 基	の向上等			
	づく 建	に関する			
	築 物 エ	法律第 3			
	ネ ル ギ	0 条第 1			
	ー 消 費	項各号に			

性能向上計画の認定の申請に対する審査	掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	94, 700 円
				当該部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	119, 000 円
				当該部分の床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	148, 000 円
		(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11, 300 円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	19, 500 円
				当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	31, 600 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	943, 000 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	149, 000 円
				当該部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	188, 000 円
				当該部分の床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	235, 000 円
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20, 700 円
				当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22, 200 円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	30, 100 円
				当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	33, 200 円
		イ ア以外の建築物	標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	40, 200 円
				当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	44, 900 円
			(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38, 700 円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	66, 900 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	120, 000 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上のもの	183, 000 円
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59, 800 円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	100, 000 円

				方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2, 0	1 7 5, 0
				0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0	0 0 円
				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 5, 0	2 5 6, 0
				0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0	0 0 円
				0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1 0,	3 0 4, 0
				0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0	0 0 円
				0 0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2 5,	3 5 4, 0
				0 0 0 平方メートル以上のもの	0 0 円
			標準計算法による場 合	当該部分の床面積の合計が 3 0	8 1, 0 0
				0 平方メートル未満のもの	0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0	1 3 5, 0
				0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平	0 0 円
				方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2, 0	2 2 9, 0
				0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0	0 0 円
				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 5, 0	3 2 9, 0
				0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0	0 0 円
				0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1 0,	3 9 0, 0
				0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0	0 0 円
				0 0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2 5,	4 4 9, 0
				0 0 0 平方メートル以上のもの	0 0 円
			(イ) モデル建物法による 非 住 場 合 宅 部 分	当該部分の床面積の合計が 3 0	1 0 2, 0
				0 平方メートル未満のもの	0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0	1 2 9, 0
				0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平	0 0 円
				方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1, 0	1 7 1, 0
				0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0	0 0 円
				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2, 0	2 7 6, 0
				0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0	0 0 円
				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 5, 0	3 6 1, 0
				0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0	0 0 円
				0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1 0,	4 3 4, 0
				0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0	0 0 円
				0 0 平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2 5,	5 0 9, 0
				0 0 0 平方メートル以上のもの	0 0 円
			標準入力法等による 場 合	当該部分の床面積の合計が 3 0	2 6 6, 0
				0 平方メートル未満のもの	0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0	3 3 4, 0
				0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平	0 0 円
				方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が 1, 0	4 3 1, 0

				00 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	00 円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	615,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	758,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	896,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1,020,000 円	
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第 6 の 14 の項に掲げる額（建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について同表の 15 の項又は 16 の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額				変更認定申請のとき
る法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100 円	
		イ ア以外建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	103,000 円	
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円	
				当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のもの	132,000 円	

				000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	00円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2)	(1)以外の場合	ア 戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
		イ ア以外建築物	(ア)住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円

				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	273,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	314,000 円	
		(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円	
				当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	357,000 円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	186,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	301,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応していることの証明手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			交付申請のとき
	エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 1	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する物	ア 一戸建て住宅		4,100 円	
			(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円	

3 条 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 の 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て い る こ と の 証 明	法律施行 規則第5 条に掲げ る軽微な 変更にあ 当してい ることを 示す書類 として区 長が定め るものが 提出され た場合			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
		(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
			イ ア 以外建築物	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円	

		よる場合	0 平方メートル未満のもの	0 円	
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	7 0, 5 0 0 円	
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 2, 0 0 0 円	
			当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 7 9, 0 0 0 円	
			当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 1 3, 0 0 0 円	
			当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 4 8, 0 0 0 円	
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	5 6, 8 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	9 4, 6 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 1, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 7 3, 0 0 0 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 1 4, 0 0 0 円
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	8, 0 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3, 8 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 2, 2 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 6, 1 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 4, 0 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3 2, 0 0 0 円		
		当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 6 5, 0 0 0 円		
		(ウ) モデル建物法による場合 (イ) 以外	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	7 1, 6 0 0 円	
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの		9 1, 1 0 0 円		

			非 住 宅 部 分 の 場 合	0平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	0円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
			標準入力法等による 場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

備考

- 1 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の 2 の部 (2) の款イの項 (ウ)、3 の部 (2) の款イの項 (ウ) 又は 6 の部 (2) の款イの項 (ウ) に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第 1 0 条第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の 4 の部 (2) の款イの項 (イ) 又は 5 の部 (2) の款イの項 (イ) に掲

- げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の 2 の部 (1) の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の 3 の部 (1) の項の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 3 条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 20 分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の 4 の項の規定により算出した額とする。
- 10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 12 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の 2 の部 (1) の款アの項若しくは (2) の款アの項、3 の部 (1) の款アの項若しくは (2) の款アの項、4 の部 (1) の款アの項若しくは (2) の款アの項、5 の部 (1) の款アの項若しくは (2) の款アの項又は 6 の部 (1) の款アの項若しくは (2) の款アの項に

掲げる額とする。

- 1 3 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第 4 条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の 2 の部 (2) の款イの項 (イ)、3 の部 (2) の款イの項 (イ) 又は 6 の部 (2) の款イの項 (イ) に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 8 号

江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例

江東区江東きつずクラブ条例（平成 2 2 年 3 月江東区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「江東きつずクラブ塩浜、」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 9 号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年 3 月江東区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「7, 4 9 4 円」を「8, 5 2 9 円」に、「9, 0 9 0 円」を「9, 9 0 9 円」に、「1 1, 7 0 3 円」を「1 2, 3 5 1 円」に、「1 3, 1 5 2 円」を「1 3, 5 7 5 円」に、「1 5, 5 7 3 円」を「1 5, 8 3 7 円」に、「1 6, 6 0 2 円」を「1 6, 8 6 6 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6, 4 5 9 円」を「7, 1 6 4 円」に、「7, 4 2 2 円」を「7, 9 3 2 円」に、「9, 0 8 1 円」

を「9, 4 3 8 円」に、「1 0, 5 3 9 円」を「1 0, 7 0 1 円」に、「1 1, 5 0 5 円」を「1 1, 6 1 0 円」に、「1 1, 8 6 5 円」を「1 1, 9 7 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 0 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年 3 月江東区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2（見出しを含む。）中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 1 1 条の 3 の見出しを削る。

第 1 7 条第 1 項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 8 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 18 条の 4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 18 条の 5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(経過措置)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（施行前の準備）
- 2 この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 21 号

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月江東区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (9) 独立行政法人都市再生機構

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 22 号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の給与に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 7 第 2 項中「、第 13 条の 3」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 9 月江東区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
附則第 9 項中「、第 13 条の 3」を削る。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 23 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 2 の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第 12 条及び第 14 条」を「及び第 12 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年10月江東区条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第24号

江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年12月江東区条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者(法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域と

して、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第4条第3項及び第4項中「第1号被保険者」を「第一号被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区福祉会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第25号

江東区福祉会館条例の一部を改正する条例

江東区福祉会館条例(昭和44年3月江東区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後5時まで」を「午後7時まで(日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)第2条に規定するこどもの日及び敬老の日にあつては、午前9時から午後6時まで)」に改め、同項ただし書中「第7条第2項の規定により利用しようとする者が」を削り、「利用する」を「貸切利用する」に、「区長」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第2項中「区長が必要と認めたときは、」を「指定管理者は、区長の承認を得て」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第2及び第4日曜日
- (2) 祝日法第2条及び第3条第3項に規定する日

第6条第2項中「規定する」の次に「こどもの日及び」を加え、同条第3項中「区長が必要と認めたときは、これ」を「指定管理者は、区長の承認を得て休館日」に改める。

第7条第2項中「区長」を「指定管理者」に改める。

第10条を削る。

第 9 条中「利用者」を「前条の規定により貸切利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「利用し」を「貸切利用し」に、「利用の権利」を「貸切利用の権利」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出し中「利用」を「貸切利用」に改め、同条第 1 項中「福祉会館を利用」を「別表に掲げる施設を貸切利用」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「区長」を「指定管理者」に、「利用の」を「貸切利用の」に、「付して、利用を認める」を「付する」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「利用」を「貸切利用」に改め、同項第 3 号中「その他区長において」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 8 条 福祉会館の管理は、指定管理者に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 福祉会館の施設の利用に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

第 11 条を次のように改める。

(利用料金)

第 11 条 利用者は、指定管理者に対し、その貸切利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

第 17 条から第 19 条までを削り、第 20 条を第 18 条とする。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「利用を」を「貸切利用を」に改め、同条第 2 項中「利用の」を「貸切利用の」に、「その利用を」を「貸切利用を制限され、若しくは」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条の見出し中「利用」を「貸切利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「利用の」を「貸切利用の」に改め、同条第 1 号中「又は」の次に「第 9 条第 2 項に規定する貸切利用の」を加え、同条第 4 号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第 15 条とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「又

は」を「若しくは」に、「規則その他区長の指示に違反した」を「規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わない」に改め、同条を第 14 条とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するとき。

第 14 条に次の 2 項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により貸切利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、貸切利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条各号列記以外の部分中「すでに納めた使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条第 1 号中「利用が」を「貸切利用が」に改め、同条第 2 号中「第 14 条第 3 号及び第 4 号」を「第 15 条第 4 号及び第 5 号」に、「利用」を「貸切利用の」に改め、同条第 3 号中「利用取消し」を「貸切利用の取消し」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。別表中「第 10 条、第 18 条」を「第 9 条、第 11 条」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 26 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例
江東区特別区税条例（昭和 39 年 12 月江東区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報とい

う。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示」に改め、同項ただし書中「の提示」を「又は免許情報記録個人番号カードの提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第27号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和34年11月江東区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に、「100分の61」を「100分の59」に改め、同条第2号中「4万9,100円」を「4万7,300円」に、「100分の39」を「100分の41」に改める。

第15条の8中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.80」を「100分の2.69」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,800円」に改める。

第15条の16中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.31」を「100分の2.25」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,600円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に

改め、同条第1号ア中「3万4,370円」を「3万3,110円」に改め、同号イ中「1万1,550円」を「1万1,760円」に改め、同号ウ中「1万1,550円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095円」に改め、同号イ中「1万2,275円」を「1万1,825円」に改め、同号ウ中「1万9,640円」を「1万8,920円」に改め、同号エ中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を「8,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第28号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次の

ように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 46 条の 2 第 4 項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 39 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告

示

◎江東区告示第 102 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 7 年 3 月 3 日付け関東地方整備局告示第 51 号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---------------------------------------

◎江東区告示第 111 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 3 月 10 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 116 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 12 日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ど	施設名	所在地	確認年	施設
------	-----	-----	-----	----

も・子育て支援提供者の名称			月日	等の種類
学校法人 昭和大学	昭和大学江東豊洲病院 病児・病後児保育室	東京都江東区豊洲5-1-38	令和7年1月14日	病児保育事業
医療法人社団新未来	病児・病後児保育室こどもみらい富岡	東京都江東区富岡2-9-11 Tokyo Monna Valley 6F	令和7年1月16日	病児保育事業

◎江東区告示第123号

令和7年3月13日、江東区議会の議決を経た、令和6年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月17日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和6年度江東区一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和6年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 令和6年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 4 令和6年度江東区後期高齢者医療保険会計補正予算（第1号）

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,248,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 276,960,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第 4 条 特別区債の変更は、「第 4 表特別区債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	特 別 区 税	60,406,372	1,526,350	61,932,722
	1 特 別 区 民 税	56,189,680	1,462,221	57,651,901
	2 軽 自 動 車 税	222,912	3,379	226,291
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,904,428	21,026	3,925,454
	4 入 湯 税	89,352	39,724	129,076
2	地 方 譲 与 税	731,000	△ 22,000	709,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	496,000	△ 10,000	486,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	74,000	△ 12,000	62,000
3	特 別 区 交 付 金	70,056,980	4,000,000	74,056,980
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	70,056,980	4,000,000	74,056,980
4	利 子 割 交 付 金	204,000	88,000	292,000
	1 利 子 割 交 付 金	204,000	88,000	292,000
5	配 当 割 交 付 金	1,211,000	△ 122,000	1,089,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,211,000	△ 122,000	1,089,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	218,000	20,000	238,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	218,000	20,000	238,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,372,530	△ 202,686	3,169,844
	1 負 担 金	3,372,530	△ 202,686	3,169,844
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,022,164	20,404	3,042,568
	1 使 用 料	2,184,953	25,377	2,210,330
	2 手 数 料	837,211	△ 4,973	832,238
14	国 庫 支 出 金	42,944,709	△ 1,086,450	41,858,259
	1 国 庫 負 担 金	36,836,049	△ 371,850	36,464,199
	2 国 庫 補 助 金	6,093,658	△ 714,600	5,379,058

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	35,624,097	△ 2,677,348	32,946,749
	1 都 負 担 金	10,877,783	△ 164,874	10,712,909
	2 都 補 助 金	21,342,154	△ 2,196,497	19,145,657
	3 都 委 託 金	3,404,160	△ 315,977	3,088,183
16	財 産 収 入	795,999	125,013	921,012
	1 財 産 運 用 収 入	795,964	123,372	919,336
	2 財 産 売 払 収 入	35	1,641	1,676
17	寄 付 金	1,310	383,204	384,514
	1 寄 付 金	1,310	383,204	384,514
18	繰 入 金	29,045,790	△ 7,812,031	21,233,759
	1 基 金 繰 入 金	29,045,790	△ 7,812,031	21,233,759
20	諸 収 入	2,778,084	354,544	3,132,628
	1 延滞金加算金及び過料	28,918	1	28,919
	2 預 金 利 子	138	4,508	4,646
	4 受 託 事 業 収 入	412,187	△ 66,698	345,489
	6 雑 入	1,320,524	416,733	1,737,257
21	特 別 区 債	6,165,000	157,000	6,322,000
	1 特 別 区 債	6,165,000	157,000	6,322,000
	歳 入 合 計	282,208,000	△ 5,248,000	276,960,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	878,964	△ 34,814	844,150
	1 議 会 費	878,964	△ 34,814	844,150
2	総 務 費	33,278,397	3,229,183	36,507,580
	1 総 務 管 理 費	22,114,751	3,780,421	25,895,172
	2 徴 税 費	1,391,750	△ 23,631	1,368,119
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,678,303	△ 158,623	1,519,680
	4 選 挙 費	569,354	△ 30,303	539,051
	5 統 計 調 査 費	89,221	△ 18,152	71,069
	6 地 域 振 興 費	7,310,338	△ 282,605	7,027,733
	7 監 査 委 員 費	124,680	△ 37,924	86,756
3	民 生 費	126,036,933	△ 4,202,608	121,834,325
	1 社 会 福 祉 費	35,342,172	△ 2,358,027	32,984,145
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,682,237	△ 750,661	6,931,576
	3 児 童 福 祉 費	62,088,516	△ 884,859	61,203,657
	4 生 活 保 護 費	20,924,008	△ 209,061	20,714,947
4	衛 生 費	23,095,723	△ 1,950,137	21,145,586
	1 衛 生 管 理 費	4,352,951	△ 332,819	4,020,132
	2 環 境 衛 生 費	688,318	△ 40,954	647,364
	3 公 衆 衛 生 費	8,618,556	△ 1,052,636	7,565,920
	4 清 掃 費	9,435,898	△ 523,728	8,912,170
5	産 業 経 済 費	3,321,142	△ 431,591	2,889,551
	1 商 工 費	3,321,142	△ 431,591	2,889,551

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	23,388,466	△ 2,528,946	20,859,520
	1 土 木 管 理 費	1,633,562	△ 150,574	1,482,988
	2 道 路 橋 梁 費	6,915,034	△ 820,937	6,094,097
	3 河 川 費	3,175,078	△ 386,571	2,788,507
	4 公 園 費	3,915,660	△ 255,442	3,660,218
	5 都 市 整 備 費	7,749,132	△ 915,422	6,833,710
7	教 育 費	54,004,807	△ 1,516,350	52,488,457
	1 教 育 総 務 費	27,880,384	△ 587,285	27,293,099
	2 小 学 校 費	16,942,861	△ 690,699	16,252,162
	3 中 学 校 費	5,437,243	△ 143,701	5,293,542
	4 校 外 施 設 費	52,710	△ 1,500	51,210
	5 幼 稚 園 費	1,806,218	△ 16,137	1,790,081
	6 社 会 教 育 費	1,885,391	△ 77,028	1,808,363
8	公 債 費	2,057,284	△ 49,926	2,007,358
	1 公 債 費	2,057,284	△ 49,926	2,007,358
9	諸 支 出 金	15,846,284	2,237,189	18,083,473
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,918,394	4,307	13,922,701
	3 諸 費	1,927,889	2,232,882	4,160,771
	歳 出 合 計	282,208,000	△ 5,248,000	276,960,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
6	土 木 費		41,515
	3 河 川 費	河川維持管理事業	41,515
	合 計		41,515

第 3 表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
特別養護老人ホーム等（第 16 特養）整備事業 （整備費補助金）	令和 7 年度	263,622
介護専用型ケアハウス整備事業 （整備費補助金）	令和 7 年度	52,912

第 4 表 特別区債補正
変更

起 債 目 的	区 分	起 債 限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
障害者福祉センター改修事業	補正前	千円 455,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30年以内に 元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮し、 又は繰上償 還することが できる。
	補正後	431,000			
塩浜福祉プラザ改修事業	補正前	1,474,000			
	補正後	1,372,000			
北砂ホーム改修事業	補正前	1,194,000			
	補正後	1,241,000			
白河保育園改修事業	補正前	249,000			
	補正後	246,000			
亀高保育園改修事業	補正前	327,000			
	補正後	292,000			

起 債 目 的	区 分	起 限 度 債 額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
南砂第二保育園 改 修 事 業	補 正 前	279,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還する ことができる。
	補 正 後	264,000			
猿江一丁目アパ ー ト 改 築 事 業	補 正 前	535,000			
	補 正 後	669,000			
大島五丁目住宅 改 築 事 業	補 正 前	638,000			
	補 正 後	801,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	補 正 前	1,014,000			
	補 正 後	1,006,000			

令和 6 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 62,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,900,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,561,501	△ 372,215	11,189,286
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,561,501	△ 372,215	11,189,286
4	国 庫 支 出 金	1	30,337	30,338
	1 国 庫 補 助 金	1	30,337	30,338
5	都 支 出 金	31,172,200	△ 56,099	31,116,101
	1 都 補 助 金	31,172,199	△ 56,099	31,116,100
6	繰 入 金	5,172,093	△ 184,409	4,987,684
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,172,093	△ 184,409	4,987,684
7	繰 越 金	1,000,000	499,980	1,499,980
	1 繰 越 金	1,000,000	499,980	1,499,980
8	諸 収 入	56,199	20,406	76,605
	2 預 金 利 子	16	1,342	1,358
	3 雑 入	56,179	19,064	75,243
	歳 入 合 計	48,962,000	△ 62,000	48,900,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	836,680	△ 88,786	747,894
	1 総 務 管 理 費	704,261	△ 41,989	662,272
	2 徴 収 費	132,419	△ 46,797	85,622
2	保 険 給 付 費	31,163,689	△ 86,667	31,077,022
	1 療 養 諸 費	26,600,554	139,796	26,740,350
	2 高 額 療 養 費	4,312,898	△ 201,923	4,110,975
	4 出 産 育 児 諸 費	155,554	△ 19,000	136,554
	5 葬 祭 費	42,770	△ 4,060	38,710
	6 結核・精神医療給付金	50,232	△ 1,480	48,752
3	国民健康保険事業費納付金	16,139,862	△ 141,322	15,998,540
	1 医 療 給 付 費 分	11,509,613	△ 153,678	11,355,935
	2 後期高齢者支援金等分	3,426,249	△ 8,428	3,417,821
	3 介 護 納 付 金 分	1,204,000	20,784	1,224,784
6	保 健 事 業 費	473,276	△ 53,000	420,276
	1 特定健康診査等事業費	432,081	△ 34,000	398,081
	2 保 健 事 業 費	41,195	△ 19,000	22,195
8	諸 支 出 金	148,481	307,775	456,256
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	148,481	307,775	456,256
歳 出 合 計		48,962,000	△ 62,000	48,900,000

令和6年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）

令和6年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,184,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,697,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保 険 料	8,143,766	435,430	8,579,196
	1 介 護 保 険 料	8,143,766	435,430	8,579,196
3	国 庫 支 出 金	8,611,138	314,678	8,925,816
	1 国 庫 負 担 金	6,740,477	205,579	6,946,056
	2 国 庫 補 助 金	1,870,661	109,099	1,979,760
4	支 払 基 金 交 付 金	10,348,897	254,996	10,603,893
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,348,897	254,996	10,603,893
5	都 支 出 金	5,695,658	127,262	5,822,920
	1 都 負 担 金	5,391,589	131,093	5,522,682
	2 都 補 助 金	304,068	△ 3,831	300,237
6	財 産 収 入	2,757	582	3,339
	1 財 産 運 用 収 入	2,757	582	3,339
7	繰 入 金	7,403,183	△ 328,031	7,075,152
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,380,490	△ 5,338	6,375,152
	2 基 金 繰 入 金	1,022,693	△ 322,693	700,000
8	繰 越 金	300,000	378,062	678,062
	1 繰 越 金	300,000	378,062	678,062
9	諸 収 入	7,600	1,021	8,621
	2 預 金 利 子	26	1,021	1,047
歳 入 合 計		40,513,000	1,184,000	41,697,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	899,737	△ 40,743	858,994
	1 総 務 管 理 費	455,467	△ 35,743	419,724
	2 徴 収 費	56,316	△ 1,000	55,316
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	380,416	△ 4,000	376,416
2	保 険 給 付 費	37,329,439	998,000	38,327,439
	1 介 護 サービス等諸費	35,224,600	1,000,000	36,224,600
	2 介護予防サービス等諸費	779,804	42,000	821,804
	4 高額介護サービス等費	1,119,716	△ 39,000	1,080,716
	5 高額医療合算介護 サービス等費	163,800	△ 5,000	158,800
4	地 域 支 援 事 業 費	1,959,781	△ 71,000	1,888,781
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	972,450	△ 51,000	921,450
	2 一般介護予防事業費	24,913	△ 2,000	22,913
	3 包括的支援等事業費	959,961	△ 18,000	941,961
5	基 金 積 立 金	3,757	398,743	402,500
	1 基 金 積 立 金	3,757	398,743	402,500
6	諸 支 出 金	220,285	△ 101,000	119,285
	1 償還金及び還付加算金	220,285	△ 101,000	119,285
	歳 出 合 計	40,513,000	1,184,000	41,697,000

令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 42,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,888,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	5,943,653	△ 37,615	5,906,038
	1 後期高齢者医療保険料	5,943,653	△ 37,615	5,906,038
3	広域連合支出金	3,606	6,578	10,184
	1 広域連合補助金	3,606	6,578	10,184
4	繰 入 金	6,469,762	△ 52,736	6,417,026
	1 一般会計繰入金	6,469,762	△ 52,736	6,417,026
5	繰 越 金	50,000	97,099	147,099
	1 繰 越 金	50,000	97,099	147,099
6	諸 収 入	378,978	28,674	407,652
	2 償還金及び還付加算金	3,560	△ 630	2,930
	3 預 金 利 子	10	510	520
	4 受託事業収入	373,031	△ 23,792	349,239
	5 雑 入	2,376	52,586	54,962
	歳 入 合 計	12,846,000	42,000	12,888,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	221, 222	△ 32, 997	188, 225
	1 総 務 管 理 費	185, 218	△ 32, 997	152, 221
2	保 険 給 付 費	231, 000	△ 7, 000	224, 000
	1 葬 祭 費	231, 000	△ 7, 000	224, 000
3	広 域 連 合 納 付 金	11, 951, 444	97, 394	12, 048, 838
	1 広 域 連 合 分 賦 金	11, 951, 444	97, 394	12, 048, 838
4	保 健 事 業 費	377, 915	△ 13, 500	364, 415
	1 保 健 事 業 費	377, 915	△ 13, 500	364, 415
5	諸 支 出 金	14, 419	△ 1, 897	12, 522
	1 償還金及び還付加算金	14, 419	△ 1, 897	12, 522
歳 出 合 計		12, 846, 000	42, 000	12, 888, 000

◎江東区告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和7年3月19日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和7年3月19日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	城23号	江東区北砂四丁目1120番23先から 江東区北砂四丁目1120番4先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	城23号	江東区北砂四丁目1226番30先から 江東区北砂四丁目1207番10先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	城23号	江東区北砂四丁目1283番8先から 江東区北砂四丁目1283番3先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内

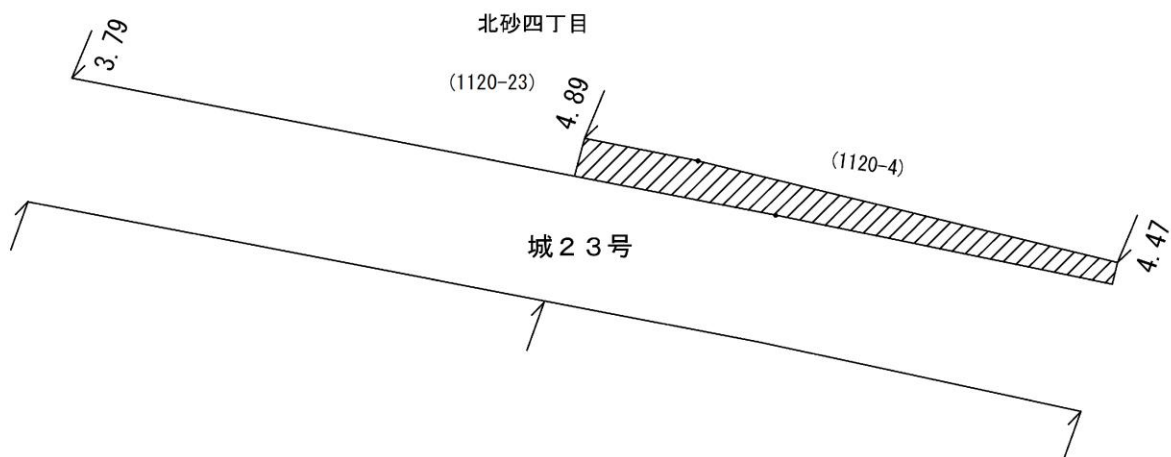


編入区域

面積 14.97 平方メートル



区域変更箇所



特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



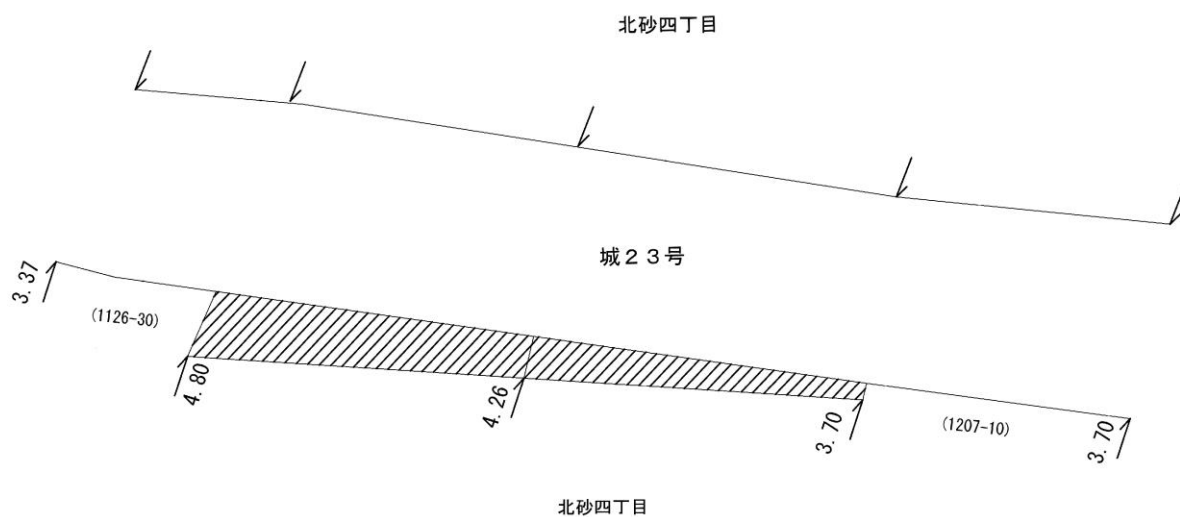
編入区域

面積

9.11 平方メートル



区域変更箇所



特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



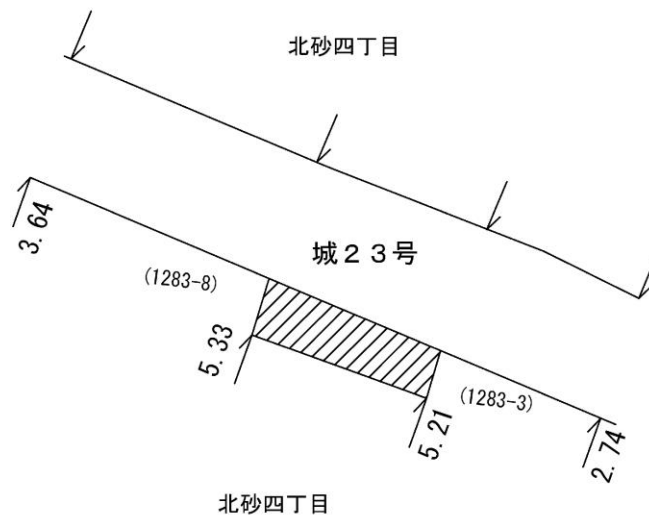
編入区域

面積

8.50 平方メートル



区域変更箇所



◎江東区告示第 1 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 3 月 1 9 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

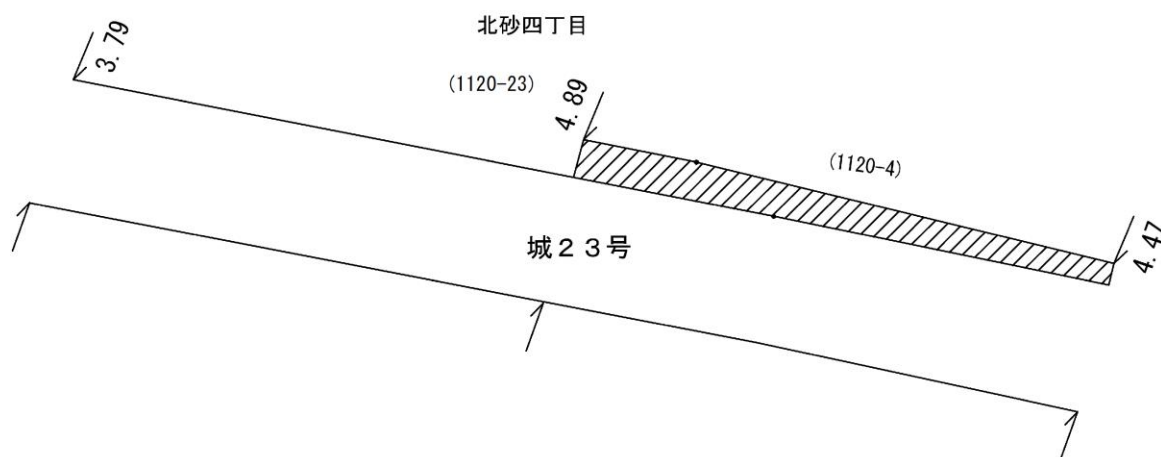
江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 2 3 号	江東区北砂四丁目 1 1 2 0 番 2 3 先から 江東区北砂四丁目 1 1 2 0 番 4 先まで	なし
2	城 2 3 号	江東区北砂四丁目 1 2 2 6 番 3 0 先から 江東区北砂四丁目 1 2 0 7 番 1 0 先まで	なし
3	城 2 3 号	江東区北砂四丁目 1 2 8 3 番 8 先から 江東区北砂四丁目 1 2 8 3 番 3 先まで	なし



面積 14.97 平方メートル

供用開始区域



特別区道城23号 供用開始略図

江東区北砂四丁目地内



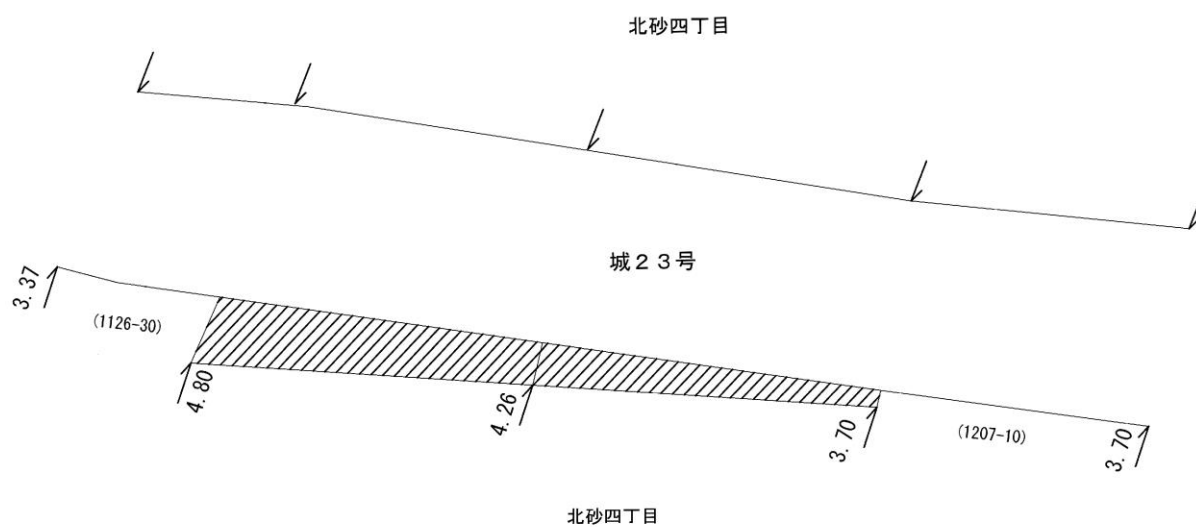
供用開始区域

面積

9.11 平方メートル



供用開始区域



特別区道城23号 供用開始略図

江東区北砂四丁目地内



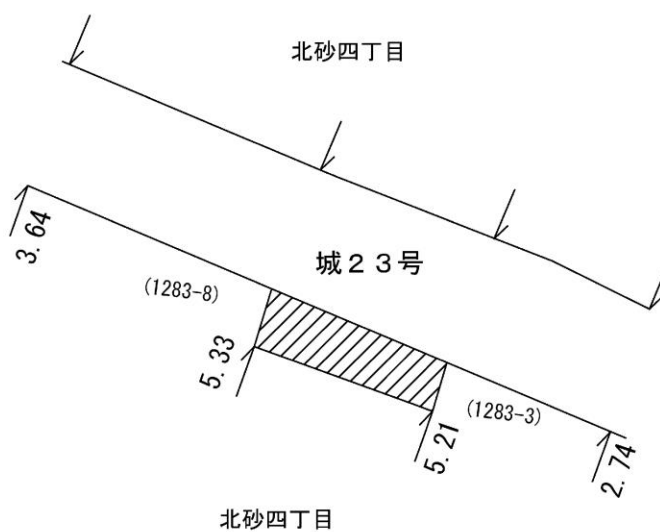
供用開始区域

面積

8.50 平方メートル



供用開始区域



◎江東区告示第135号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和7年3月21日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
株式会社 ネス・コーポレーション	ナーサ リール ームベ リーベ アー 亀戸	亀戸6 -40 -16 エレガ ントハ イツマ ツモト 1階	令和7 年3月 1日	認可 外保 育施 設

◎江東区告示第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和7年3月24日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日
令和7年3月24日
- 3 変更に係る道路の位置
江東区大島三丁目220番13の一部、220番30の一部
- 4 変更に係る道路の延長及び幅員
追加 幅員4.00m 延長4.57m

◎江東区告示第140号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても

当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年3月25日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第149号

令和7年3月28日、江東区議会の議決を経た、令和7年度当初予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和7年度江東区一般会計予算
- 2 令和7年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和7年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和7年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 7 年度江東区一般会計予算

令和 7 年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 278,453,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	特 別 区 税	64,402,512
	1 特 別 区 民 税	60,272,358
	2 軽 自 動 車 税	232,734
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,768,429
	4 入 湯 税	128,991
2	地 方 譲 与 税	742,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	158,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	521,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	63,000
3	特 別 区 交 付 金	71,411,505
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	71,411,505
4	利 子 割 交 付 金	686,000
	1 利 子 割 交 付 金	686,000
5	配 当 割 交 付 金	1,677,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,677,000
6	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,044,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,044,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	15,553,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	15,553,000
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	281,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	281,000
10	地 方 特 例 交 付 金	336,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	336,000

款	項	金 額
		千円
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,239,750
	1 負 担 金	3,239,750
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,110,721
	1 使 用 料	2,272,993
	2 手 数 料	837,728
14	国 庫 支 出 金	46,277,645
	1 国 庫 負 担 金	41,388,182
	2 国 庫 補 助 金	4,870,697
	3 国 庫 委 託 金	18,766
15	都 支 出 金	28,224,933
	1 都 負 担 金	11,096,196
	2 都 補 助 金	14,508,938
	3 都 委 託 金	2,619,799
16	財 産 収 入	1,037,800
	1 財 産 運 用 収 入	1,037,743
	2 財 産 売 払 収 入	57
17	寄 付 金	201,370
	1 寄 付 金	201,370
18	繰 入 金	25,870,512
	1 基 金 繰 入 金	25,870,512
19	繰 越 金	3,600,000
	1 繰 越 金	3,600,000

款	項	金 額
20	諸 収 入	千円 3,019,252
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	22,053
	2 預 金 利 子	12,705
	3 貸 付 金 元 利 収 入	524,641
	4 受 託 事 業 収 入	440,122
	5 収 益 事 業 収 入	600,000
	6 雑 入	1,419,731
21	特 別 区 債	6,667,000
	1 特 別 区 債	6,667,000
	歳 入 合 計	278,453,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	835, 593
	1 議 会 費	835, 593
2	総 務 費	44, 990, 332
	1 総 務 管 理 費	24, 742, 791
	2 徴 税 費	1, 667, 601
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1, 991, 708
	4 選 挙 費	643, 290
	5 統 計 調 査 費	543, 511
	6 地 域 振 興 費	15, 273, 732
	7 監 査 委 員 費	127, 699
3	民 生 費	123, 542, 221
	1 社 会 福 祉 費	26, 262, 557
	2 高 齢 者 福 祉 費	7, 358, 326
	3 児 童 福 祉 費	69, 109, 054
	4 生 活 保 護 費	20, 812, 284
4	衛 生 費	22, 115, 877
	1 衛 生 管 理 費	4, 644, 765
	2 環 境 衛 生 費	742, 067
	3 公 衆 衛 生 費	7, 229, 784
	4 清 掃 費	9, 499, 261
5	産 業 経 済 費	3, 960, 756
	1 商 工 費	3, 960, 756

款	項	金 額
		千円
6	土 木 費	21,772,079
	1 土 木 管 理 費	1,849,466
	2 道 路 橋 梁 費	9,548,623
	3 河 川 費	1,777,668
	4 公 園 費	4,488,344
	5 都 市 整 備 費	4,107,978
7	教 育 費	45,210,010
	1 教 育 総 務 費	17,277,969
	2 小 学 校 費	16,470,086
	3 中 学 校 費	7,664,393
	4 校 外 施 設 費	54,860
	5 幼 稚 園 費	1,837,262
	6 社 会 教 育 費	1,905,440
8	公 債 費	2,106,024
	1 公 債 費	2,106,024
9	諸 支 出 金	13,520,108
	1 競 馬 組 合 分 担 金	1
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,440,107
	3 諸 費	80,000
10	予 備 費	400,000
	1 予 備 費	400,000
歳 出 合 計		278,453,000

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
江東区土地開発公社に対する債務保証	令和 7 年度 ～ 令和 1 9 年度	千円 江東区土地開 発公社が令和 7 年度～令和 9 年度に協調 融資団から借 り入れる事業 資金に係る元 金及び利子相 当額
江東区土地開発公社からの用地取得費	令和 7 年度 ～ 令和 1 9 年度	江東区が江東 区土地開発公 社から取得す る用地費
(仮称) 新木場防災倉庫整備事業 (基本・実施設計委託)	令和 8 年度	41, 568
東砂スポーツセンター改修事業 (実施設計委託)	令和 8 年度	56, 760
江東公会堂改修事業	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	9, 004, 530
認知症高齢者グループホーム整備事業 (整備費補助金)	令和 8 年度	39, 411
小規模多機能型居宅介護施設整備事業 (整備費補助金)	令和 8 年度	14, 211
塩浜ホーム改修事業	令和 8 年度	1, 628, 950
辰巳第三保育園改築事業	令和 8 年度 ～ 令和 1 0 年度	924, 603

事 項 名	期 間	限 度 額
亀高第二保育園改修事業	令和 8 年度	千円 352,969
南砂第三保育園改修事業	令和 8 年度	320,329
経営改善支援資金融資に伴う利子補給	貸付の年度から 返済の年度まで	貸 付 残 高 の 5 % 以内に定 める額
D X ・生産性向上推進資金融資に伴う利 子補給	貸付の年度から 返済の年度まで	貸 付 残 高 の 5 % 以内に定 める額
道路改修事業 (古石場二丁目・越中島三丁目)	令和 8 年度	187,088
道路改修事業 (亀戸七丁目)	令和 8 年度	50,271
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 (A - 2 工区道路復旧工事)	令和 8 年度	207,133
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 (C 工区道路復旧工事)	令和 8 年度	133,252
大島橋改修事業 (下部工)	令和 8 年度 ～ 令和 1 0 年度	1,187,300
砂潮橋改修事業 (上・下部工)	令和 8 年度 ～ 令和 1 1 年度	1,613,100

事 項 名	期 間	限 度 額
バリアフリースイレ整備事業 (猿江公園内公衆便所)	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	千円 20,064
掘さく道路復旧事業 (古石場二丁目・越中島三丁目)	令和 8 年度	8,321
掘さく道路復旧事業 (亀戸七丁目)	令和 8 年度	4,317
掘さく道路復旧事業 (仙台堀川公園 A - 2 工区)	令和 8 年度	12,731
掘さく道路復旧事業 (仙台堀川公園 C 工区)	令和 8 年度	15,466
水辺・潮風の散歩道整備事業 (辰巳橋アンダーパス整備工事)	令和 8 年度	88,328
河川維持管理事業 (汐浜運河潮風の散歩道補修工事費負担金)	令和 8 年度	109,368
河川維持管理事業 (古石場川取水ポンプ所等改修実施設計委託)	令和 8 年度	58,301
若洲公園整備事業	令和 8 年度	1,068,779
児童遊園改修事業 (沢海橋第一児童遊園・沢海橋第二児童遊園)	令和 8 年度	17,849

事 項 名	期 間	限 度 額
南砂緑道公園改修事業	令和 8 年度	千円 265,233
きっずクラブ北砂増築事業	令和 8 年度	191,724
きっずクラブ北砂改修事業	令和 8 年度	74,756
小学校教育情報化推進事業 (タブレット端末賃貸借)	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度	1,277,595
小学校大規模改修事業 (東雲小学校)	令和 8 年度	1,937,235
中学校教育情報化推進事業 (タブレット端末賃貸借)	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度	425,865
中学校大規模改修事業 (第二南砂中学校)	令和 8 年度	1,126,840
中学校大規模改修事業 (東陽中学校・実施設計委託)	令和 8 年度	41,300

第 3 表 特別区債

起 債 目 的	起 債 限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
江 東 公 会 堂 改 修 事 業	千円 4,387,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0 % 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30 年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮し、又は繰上償還することができる。
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 改 修 事 業	647,000			
塩 浜 ホ ー ム 改 修 事 業	850,000			
亀 高 第 二 保 育 園 改 修 事 業	176,000			
南 砂 第 三 保 育 園 改 修 事 業	159,000			
豊 洲 児 童 館 改 修 事 業	41,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	407,000			

令和 7 年度江東区国民健康保険会計予算

令和 7 年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47,122,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,024,443
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,024,443
2	一 部 負 担 金	2
	1 一 部 負 担 金	2
3	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
4	国 庫 支 出 金	2
	1 国 庫 補 助 金	2
5	都 支 出 金	30,918,300
	1 都 補 助 金	30,918,299
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
6	繰 入 金	4,105,073
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,105,073
7	繰 越 金	1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
8	諸 収 入	74,178
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1,118
	3 雑 入	73,057
9	特 別 区 債	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
	歳 入 合 計	47,122,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	933,042
	1 総 務 管 理 費	816,890
	2 徴 収 費	116,152
2	保 険 給 付 費	30,876,756
	1 療 養 諸 費	26,372,503
	2 高 額 療 養 費	4,265,503
	3 移 送 費	1,000
	4 出 産 育 児 諸 費	142,550
	5 葬 祭 費	42,140
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	52,380
	7 傷 病 手 当 金	680
3	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	14,532,926
	1 医 療 給 付 費 分	9,956,583
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	3,364,337
	3 介 護 納 付 金 分	1,212,006
4	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5	保 健 事 業 費	430,256
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	390,026
	2 保 健 事 業 費	40,230
6	公 債 費	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
7	諸 支 出 金	149,018
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	149,018

款	項	金 額
8 予	備 費	千円
		200,000
1 予	備 費	200,000
歳 出 合 計		47,122,000

令和 7 年度江東区介護保険会計予算

令和 7 年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,217,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	保 険 料	8,682,088
	1 介 護 保 険 料	8,682,088
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	国 庫 支 出 金	9,052,658
	1 国 庫 負 担 金	7,043,381
	2 国 庫 補 助 金	2,009,277
4	支 払 基 金 交 付 金	10,760,726
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,760,726
5	都 支 出 金	5,906,389
	1 都 負 担 金	5,594,439
	2 都 補 助 金	311,949
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
6	財 産 収 入	4,727
	1 財 産 運 用 収 入	4,727
7	繰 入 金	7,499,756
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,606,405
	2 基 金 繰 入 金	893,351
8	繰 越 金	300,000
	1 繰 越 金	300,000
9	諸 収 入	10,655
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	2,079
	3 雑 入	8,573
歳 入 合 計		42,217,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	1,008,005
	1 総 務 管 理 費	461,795
	2 徴 収 費	79,610
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	460,752
	4 趣 旨 普 及 費	5,848
2	保 険 給 付 費	38,885,610
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	36,714,672
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	830,062
	3 そ の 他 諸 費	42,900
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,134,576
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	163,400
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	1,998,542
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	940,190
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	25,486
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,029,602
	4 そ の 他 諸 費	3,264
5	基 金 積 立 金	5,727
	1 基 金 積 立 金	5,727
6	諸 支 出 金	219,115
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	219,115
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		42,217,000

令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,324,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	6,188,531
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	6,188,531
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	広 域 連 合 支 出 金	3,661
	1 広 域 連 合 補 助 金	3,661
4	繰 入 金	6,696,519
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,696,519
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	385,288
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,924
	3 預 金 利 子	1,098
	4 受 託 事 業 収 入	378,737
	5 雑 入	2,528
歳 入 合 計		13,324,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	239,182
	1 総 務 管 理 費	188,275
	2 徴 収 費	50,907
2	保 険 給 付 費	238,000
	1 葬 祭 費	238,000
3	広 域 連 合 納 付 金	12,400,523
	1 広 域 連 合 分 賦 金	12,400,523
4	保 健 事 業 費	380,904
	1 保 健 事 業 費	380,904
5	諸 支 出 金	15,391
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,391
6	予 備 費	50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		13,324,000

◎江東区告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称：株式会社トラストバンク
所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号
代表者：代表取締役 川村 憲一
 - (2) 名称：スルガカード株式会社
所在地：静岡県沼津市魚町1
代表者：代表取締役 佐藤 悟郎
- 2 指定年月日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第152号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
名称：楽天グループ株式会社
所在地：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
代表者：代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
- 2 指定年月日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第153号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称：株式会社アイモバイル
所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階
代表者：代表取締役社長 野口 哲也
 - (2) 名称：Pay Pay株式会社
所在地：東京都千代田区紀尾井町1-3
代表者：代表取締役社長執行役員CEO
中山 一郎
- 2 指定年月日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第156号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称：株式会社JR東日本ネットステーション
所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11アグリスクエア新宿4階
代表取締役社長：西尾 寿子
 - (2) 名称：株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
所在地：東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
代表取締役：篠 寛
- 2 指定年月日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第157号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23

1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 39 年 3 月江東区規則第 13 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名

(1) 名称：株式会社さとふる

所在地：東京都中央区京橋 2 - 2 - 1 京橋
エドグラン 1 3 階

代表取締役社長：藤井 宏明

2 指定年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第 158 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 7 年 3 月 25 日付け関東地方整備局告示第 128 号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---------------------------------------

◎江東区告示第 159 号

令和 7 年 3 月 31 日付東京都告示第 325 号に係る東京都市計画区域区分の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画区域区分（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	市街化区域	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目

			目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）		

◎江東区告示第 160 号

令和 7 年 3 月 31 日付東京都告示第 326 号に係る東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画用途地域（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	第一種住居地域	追加する部分	海の森三丁目地内
	準工業地域	追加する部分	海の森三丁目地先
	工業専用地域	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）		

◎江東区告示第 161 号

令和 7 年 3 月 31 日付東京都告示第 327 号に係る東京都市計画臨港地区の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画臨港地区（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	東京港臨港地区	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海

			の森三丁目地先
		削除する部分	青海一丁目、青海二丁目及び有明三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		

◎江東区告示第162号

令和7年3月31日付東京都告示第328号に係る東京都市計画下水道東京都公共下水道の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画下水道東京都公共下水道（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先	
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		

◎江東区告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域		
都市計画を定める土地の区域	準防火地域	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		

	課（庁舎5階）
--	---------

◎江東区告示第164号

江東区男女共同参画推進センターにおける下記の公金の収納については、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので告示する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 委託の相手方 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
- 事務所の所在地 東京都港区芝浦三丁目4番1号グランパークタワー33階
- 委託の内容 (1) 江東区男女共同参画推進センター条例（平成2年12月江東区条例第30号）第7条第1項に規定する江東区男女共同参画推進センターの使用料及び同条例第2項に規定する施設備付特殊器具の利用料の収納事務委託
(2) 江東区男女共同参画推進センターにおいて開催する講座に要する材料費の売払代金の収納事務委託
- 契約年月日 令和7年4月1日
- 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎江東区告示第170号

環境基本法による環境基準を適用する地域及びその類型による区分について（令和5年7月江東区告示第242号）の全部を次のように改正する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定により、区長が指定する騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及びその地域の類型による区分は、次のように定める。

なお、関係図面は、江東区環境清掃部環境保全課において一般の縦覧に供する。

記

- 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域

江東区の区域。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定による工業専用地域、豊洲六丁目 3 番から 6 番まで、東雲二丁目 8 番から 12 番まで、14 番、15 番、有明三丁目 1 番から 3 番まで、5 番の一部、7 番の一部、8 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、有明四丁目、辰巳三丁目、夢の島一丁目、夢の島二丁目、夢の島三丁目 1 番、2 番、3 番の一部、新木場一丁目、新木場二丁目、新木場三丁目、若洲三丁目 1 番の一部、2 番の一部、青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、海の森三丁目 2 番の一部、3 番の一部、4 番の一部、5 番、6 番の区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

2 平成 10 年環境庁告示第 64 号に基づく地域の類型による区分

地 域 の 類 型	該 当 地 域
A	都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第 8 項に定められた田園住居地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

◎江東区告示第 171 号

振動規制法による地域の指定について（令和 5 年 7 月江東区告示第 243 号）の全部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき江東区長が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のように指定する。

なお、関係図面は、江東区環境清掃部環境保全課において一般の縦覧に供する。

記

江東区の区域。ただし、都市計画法（昭和 43

年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定による工業専用地域、豊洲六丁目 3 番から 6 番まで、東雲二丁目 8 番から 12 番まで、14 番、15 番、有明三丁目 1 番から 3 番まで、5 番の一部、7 番の一部、8 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、有明四丁目、辰巳三丁目、夢の島一丁目、夢の島二丁目、夢の島三丁目 1 番、2 番、3 番の一部、新木場一丁目、新木場二丁目、新木場三丁目、若洲三丁目 1 番の一部、2 番の一部、青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、海の森三丁目 2 番の一部、3 番の一部、4 番の一部、5 番、6 番の区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

◎江東区告示第 172 号

騒音規制法による地域の指定について（令和 5 年 7 月江東区告示第 244 号）の全部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき江東区長が特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次のように指定する。

なお、関係図面は、江東区環境清掃部環境保全課において一般の縦覧に供する。

記

江東区の区域。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定による工業専用地域、豊洲六丁目 3 番から 6 番まで、東雲二丁目 8 番から 12 番まで、14 番、15 番、有明三丁目 1 番から 3 番まで、5 番の一部、7 番の一部、8 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、有明四丁目、辰巳三丁目、夢の島一丁目、夢の島二丁目、夢の島三丁目 1 番、2 番、3 番の一部、新木場一丁目、新木場二丁目、新木場三丁目、若洲三丁目 1 番の一部、2 番の一部、青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、海の森三丁目 2 番の一部、3 番の一部、4 番の一部、5 番、6 番の区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

◎江東区告示第 173 号

令和 7 年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記の

とおり告示します。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

令和7年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙
のとおり

令和 7 年度 会計年度任用職員の報酬の額

職 名	報酬額	(内 訳)		報酬区分
		報酬 (諸手当相当 報酬を除く)	地域手当 相当報酬	
事務支援員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
職員課会計年度任用職員	206,884 円	172,404 円	34,480 円	月額
江東区オフィスサポーター支援員	1,843 円	1,536 円	307 円	時間額
江東区オフィスサポーター	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
職員課保健師	1,947 円	1,623 円	324 円	時間額
江東区清掃事務所サポーター支援員	1,843 円	1,536 円	307 円	時間額
江東区清掃事務所サポーター	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
江東区図書館サポーター支援員	1,843 円	1,536 円	307 円	時間額
江東区図書館サポーター	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
江東区公文書等専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区行政不服審査担当職員	20,000 円	16,667 円	3,333 円	日額
江東区文書事務担当職員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
江東区男女共同参画推進センター保育士	202,050 円	168,375 円	33,675 円	月額
江東区融資相談員	242,280 円	201,900 円	40,380 円	月額
江東区消費生活相談員	236,700 円	197,250 円	39,450 円	月額
江東区文化財主任専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区文化財専門員	248,095 円	206,746 円	41,349 円	月額
江東区青少年育成指導員	226,908 円	189,090 円	37,818 円	月額
区民課窓口外国人住民支援員	238,945 円	199,121 円	39,824 円	月額
区民課窓口支援員	230,880 円	192,400 円	38,480 円	月額
個人番号カード交付担当員	230,880 円	192,400 円	38,480 円	月額
個人番号カード事務職員	230,880 円	192,400 円	38,480 円	月額
江東区特別区税滞納整理専門指導員	(A) 127,183 円	105,986 円	21,197 円	月額
	(B) 63,547 円	52,956 円	10,591 円	月額
	(C) 190,730 円	158,942 円	31,788 円	月額
江東区福祉事務専門員	230,880 円	192,400 円	38,480 円	月額
江東区高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	217,740 円	181,450 円	36,290 円	月額

江東区介護予防機能強化支援員	233,430 円	194,525 円	38,905 円	月額
社会福祉士	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区地域包括支援専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
介護保険料徴収嘱託員	178,686 円	148,905 円	29,781 円	月額
江東区介護保険課窓口等事務職員	209,414 円	174,512 円	34,902 円	月額
介護保険認定調査員	222,382 円	185,319 円	37,063 円	月額
江東区地域リハビリテーション相談員	19,800 円	16,500 円	3,300 円	日額
江東区介護保険給付適正化事務職員	217,740 円	181,450 円	36,290 円	月額
江東区障害者余暇活動支援指導員	219,264 円	182,720 円	36,544 円	月額
江東区基幹相談支援センター会計年度任用職員	290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区手話通訳者	10,700 円	8,917 円	1,783 円	日額
	(休日補充) 12,506 円	10,422 円	2,084 円	日額
江東区障害者支援相談員	238,945 円	199,121 円	39,824 円	月額
江東区障害者就労・生活支援センター相談員	219,166 円	182,639 円	36,527 円	月額
江東区国民健康保険給付事務嘱託員	246,212 円	205,177 円	41,035 円	月額
江東区医療保険相談員	211,620 円	176,350 円	35,270 円	月額
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	178,686 円	148,905 円	29,781 円	月額
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	209,414 円	174,512 円	34,902 円	月額
江東区医療扶助支援員	243,116 円	202,597 円	40,519 円	月額
江東区資産調査専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	189,962 円	158,302 円	31,660 円	月額
江東中国在留邦人等支援・相談員	11,266 円	9,389 円	1,877 円	日額
江東区家庭相談員	175,700 円	146,417 円	29,283 円	月額
江東区女性相談員	(月 12 日) 217,500 円	181,250 円	36,250 円	月額
	(月 16 日) 290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
栄養士	10,009 円	8,341 円	1,668 円	日額
	2,001 円	1,668 円	333 円	時間額
歯科衛生士	(5 時間) 10,009 円	8,341 円	1,668 円	日額
	(6 時間) 12,010 円	10,009 円	2,001 円	日額
検査技師	10,009 円	8,341 円	1,668 円	日額
保健師	2,005 円	1,671 円	334 円	時間額

助産師	2,005 円	1,671 円	334 円	時間額
看護師	2,005 円	1,671 円	334 円	時間額
心理判定員	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療連携 S W	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療相談専門員	11,266 円	9,389 円	1,877 円	日額
保育担当	1,512 円	1,260 円	252 円	時間額
検査補助	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
江東区児童館児童指導員	1,843 円	1,536 円	307 円	時間額
江東区児童館運営補助員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
児童福祉専門相談員	290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
普通保育補助員	124,794 円	103,995 円	20,799 円	月額
零歳特例保育補助員	167,326 円	139,439 円	27,887 円	月額
乳児専門園普通保育補助員	185,334 円	154,445 円	30,889 円	月額
江東区立保育園栄養士 (委託担当)	213,657 円	178,048 円	35,609 円	月額
江東区立保育園栄養士 (0 歳児担当)	213,657 円	178,048 円	35,609 円	月額
江東区立保育園栄養士 (保育政策課)	213,657 円	178,048 円	35,609 円	月額
特例延長保育補助員 (A～G)	(特例) 1,525 円	1,271 円	254 円	時間額
	(延長) 1,644 円	1,370 円	274 円	時間額
	(日中) 1,386 円	1,155 円	231 円	時間額
保育補助員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
特例・延長保育補助員	(特例) 1,425 円	1,188 円	237 円	時間額
	(延長) 1,554 円	1,295 円	259 円	時間額
	(日中) 1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
用務補助員	1,334 円	1,112 円	222 円	時間額
給食調理補助員	1,334 円	1,112 円	222 円	時間額
栄養士補助員	1,675 円	1,396 円	279 円	時間額
看護師補助員	2,005 円	1,671 円	334 円	時間額
特別支援児保育巡回指導員	81,700 円	68,084 円	13,616 円	月額
江東区保育施設検査支援員	1,644 円	1,370 円	274 円	時間額
環境学習推進員①	225,739 円	188,116 円	37,623 円	月額
環境学習推進員②	234,956 円	195,797 円	39,159 円	月額
江東区清掃作業員	10,172 円	8,477 円	1,695 円	日額
江東区道路課技術職員	1,682 円	1,402 円	280 円	時間額
江東区道路等監察指導員	211,620 円	176,350 円	35,270 円	月額

江東区道路保全技術補助員	211,620 円	176,350 円	35,270 円	月額
江東区放置自転車対策作業員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
監査業務補助員	1,732 円	1,444 円	288 円	時間額
監査専門員	211,620 円	176,350 円	35,270 円	月額
学校用務補助職員	1,334 円	1,112 円	222 円	時間額
学校警備補助職員	1,334 円	1,112 円	222 円	時間額
日本語クラブ講師	(週 1 日) 90,700 円	75,584 円	15,116 円	月額
	(週 2 日) 181,400 円	151,167 円	30,233 円	月額
	(週 5 日) 360,000 円	300,000 円	60,000 円	月額
幼稚園相談員	218,350 円	181,959 円	36,391 円	月額
区立幼稚園預かり保育指導員	1,936 円	1,614 円	322 円	時間額
区立幼稚園預かり保育補助員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育指導員	1,936 円	1,614 円	322 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育補助員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
学校事務専門員	173,858 円	144,882 円	28,976 円	月額
学校事務専門員	1,732 円	1,444 円	288 円	時間額
学校栄養職員	233,893 円	194,911 円	38,982 円	月額
学びスタンダード強化講師 T 1	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
学びスタンダード強化講師 T T	2,055 円	1,713 円	342 円	時間額
教科担任制講師	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
栄養士補助	(資格有) 1,656 円	1,380 円	276 円	時間額
	(資格無) 1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
江東区教育委員会相談員	218,350 円	181,959 円	36,391 円	月額
スクール・サポート・スタッフ	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
小 1 支援員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
ブリッジスクール学習支援職員	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
副校長補佐	130,000 円	108,334 円	21,666 円	月額
養護補助	1,656 円	1,380 円	276 円	時間額
江東区幼稚園補助職員	1,936 円	1,614 円	322 円	時間額
特別非常勤講師	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
エデュケーション・アシスタント	201,600 円	168,000 円	33,600 円	月額
江東区立学校日本語指導講師	222,100 円	185,084 円	37,016 円	月額
江東区スクールソーシャルワーカー	290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区俳句教育推進員	218,350 円	181,959 円	36,391 円	月額

江東区理科教育等推進員	218,350 円	181,959 円	36,391 円	月額
江東区部活動教育推進員	218,350 円	181,959 円	36,391 円	月額
江東区学校部活動指導員	2,500 円	2,084 円	416 円	時間額
江東区特別支援教育心理専門員	(月 15 日) 243,276 円	202,730 円	40,546 円	月額
	(月 16 日) 259,507 円	216,256 円	43,251 円	月額
江東区特別支援教育アドバイザー	246,212 円	205,177 円	41,035 円	月額
江東区特別支援教育看護師	300,000 円	250,000 円	50,000 円	月額
学習支援員	1,580 円	1,317 円	263 円	時間額
個別学習支援指導員	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
情緒固定学級講師	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
特別支援教室指導員	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
江東区きつずクラブ児童指導員	1,843 円	1,536 円	307 円	時間額
江東区きつずクラブ児童指導補助員	1,341 円	1,118 円	223 円	時間額
教育相談心理専門員	16,730 円	13,942 円	2,788 円	日額

◎江東区告示第 174 号

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料の収納事務
- 4 指 定 日 令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日 令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 175 号

江東区清掃リサイクル条例（平成 11 年 12 月江東区条例第 34 号）第 32 条第 1 項及び江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区規則第 44 号）第 14 条の規定に基づき、令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙〕

令和 7 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 199,454 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	61,330 t
	燃やさないごみ	2,072 t
	資源物	24,826 t
	管路ごみ	92 t
	粗大ごみ	3,443 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	102,124 t
	燃やさないごみ	1,862 t
	資源物	2,345 t
	管路ごみ	1,360 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,743kl

区分	処理量
家庭し尿	17kl
事業系し尿	1,742kl
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥	984kl

(3) 動物死体 853 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

- 区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
- 環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
- 区の率先行動

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理

- 事業用大規模建築物の所有者等への対策
- 安全なごみ・資源の収集・回収
- 東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみの発生量
- 区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人当たりの費用

○資源・ごみ 1 t 当たりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

（理由）

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び
一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、革製品等 焼却に適したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週間に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処理をする。	若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、持ち出すこと。 燃やさないごみは、電池(充電式含む)・蛍光管・水銀製品等、発火性の燃やさないごみ、その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	資源物 (再生利用を目的として分別して回収する古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、発泡スチロール、蛍光管、水銀体温計等、電池類、スプレー缶・カセットボンベ・ライター等、小型家電、古着・古布及び自転車等をいう。)	区が原則として週1回収集する。 蛍光管、水銀体温計等及び電池類については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの日に回収する。 小型家電、古着・古布及び自転車については、区が定期的に回収する。 集団回収は、実践団体と契約をした回収業者が回収する。		回収物を資源化施設まで運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、選別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 (2) びん及び缶は、キャップをはずし、軽く洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナへ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、軽い洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) プラスチックは、汚れを落とした上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、汚れを落とした上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は絶縁した上で、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光管、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの日に発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋にまとめて入れ、口を結んで指定された場所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 自転車は、清掃事務所へ排出すること。(回収に出せない場合は、粗大ごみとして排出すること。) (12) 集団回収は、登録団体と回収業者の間で予め定められた排出場所へ排出すること。

	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、及び特に重いものを除く管路収集の対象となるごみ)	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用パイプラインによる。	中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中継所で、分別した小型家電は、資源化処理をする。 それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定めた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、埋立処分し、又は、自動車及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 資源物(古紙)は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として2週間に1回収集する。			
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回収集する。			
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。			
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	
浄化槽汚泥、ディスプレイ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

(3)動物死体

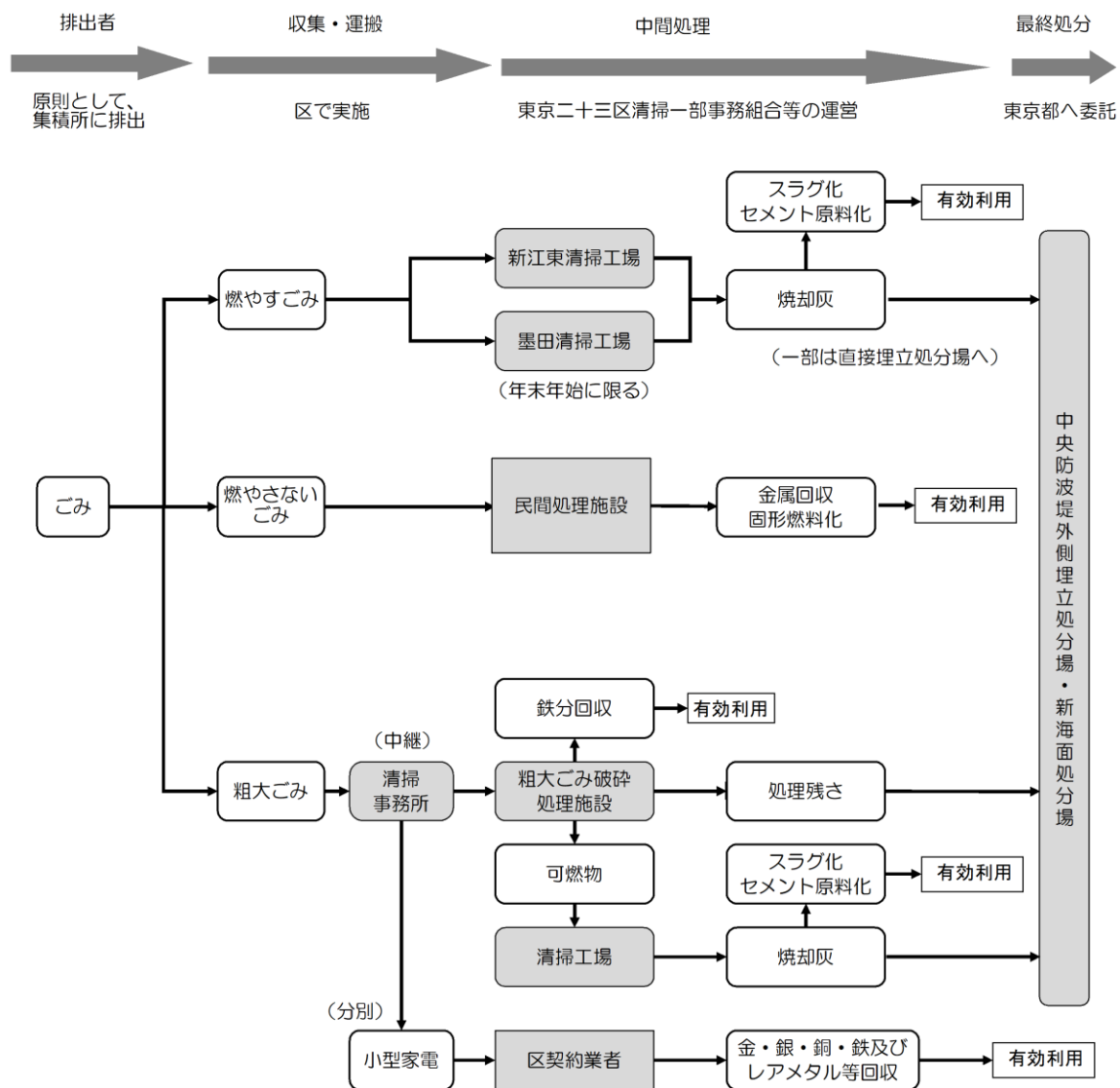
区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に流すこと。
危険性のある物	バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	
引火性のある物		
著しく悪臭を発するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、單車、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 單車は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式のもの。)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む。)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電リサイクル受付センターへ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合には収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成15年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金を負担すること。
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済み自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。

参 考

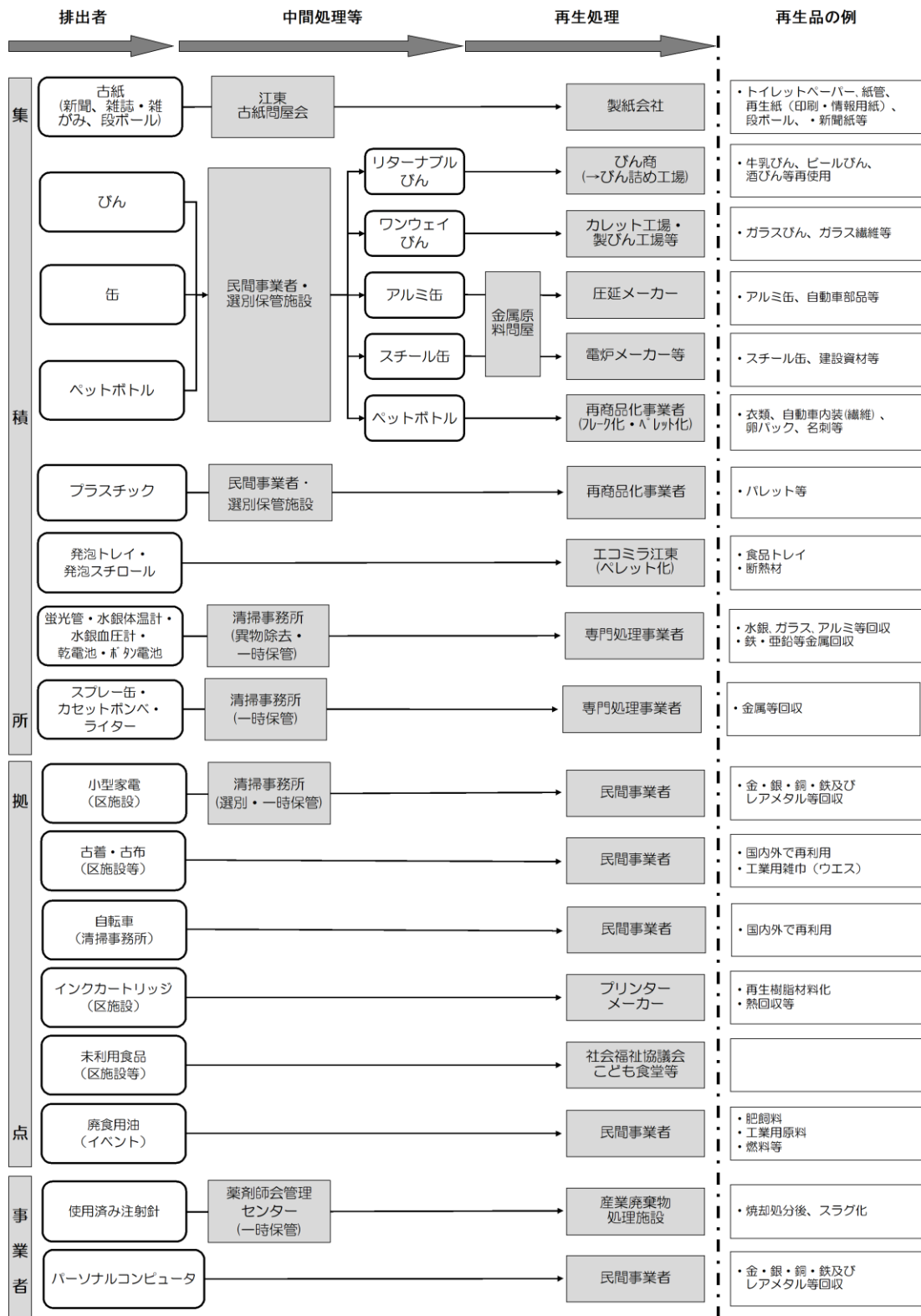
ごみ処理の流れ



*臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参 考

資源の流れ



◎江東区告示第 1 7 6 号

江東区清掃リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号）第 5 1 条に規定する廃棄物処理手数料のうち、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）第 3 5 条第 1 項及び第 3 6 条第 1 項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項により下記のとおり委託したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 委託の相手方 別紙「委託先一覧」のとおり
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の交付に係る手数料の収納事務

別紙 委託先一覧

事業者		住所
(代表者)		
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号
山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ事業統括 本部長 上田 恵治	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	代表取締役社長 藤本 明裕	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	代表取締役社長 岡田 礼信	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社イトーヨーカ堂	代表取締役 山本 哲也	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社アパブ赤札堂	代表取締役 小泉 和久	東京都台東区上野四丁目8番4号
株式会社ダイエー	代表取締役社長 西嶋 泰男	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社真尾マテリアル	代表取締役 眞尾 建太郎	東京都江東区清澄三丁目10番14号
大和物産株式会社	代表取締役 大塚 一基	東京都江東区白河一丁目5番16号
有限会社サクライ	代表取締役 櫻井 稔久	東京都江東区白河四丁目1番19号
多田 博雄		東京都江東区住吉二丁目14番3号
日高 操		東京都江東区東陽二丁目4番28-706号
有限会社爪田屋商店	代表取締役 鶴野 昭治	東京都江東区東陽三丁目19番10号
外山興業株式会社	代表取締役 外山 敬	東京都江東区森下二丁目20番11号
杉原 栄		東京都江東区白河二丁目7番4号
花澤 廣子		東京都江東区白河二丁目19番12号
株式会社大野屋関根商店	代表取締役 関根 玉枝	東京都江東区住吉一丁目14番8号
株式会社斉藤薬局	代表取締役 勝山 俊和	東京都江東区東陽三丁目5番6号
有限会社一心屋小松原酒店	代表取締役 小松原 弘文	東京都江東区石島11番9号
國安 美恵子		東京都江東区海辺2番6号
廉沢 善司		東京都江東区海辺16番1号
東京都環境衛生事業協同組合	代表理事 津島 英世	東京都千代田区九段北一丁目6番4号
株式会社文化堂	代表取締役社長 山本 敏介	東京都品川区二葉四丁目2番14号
社会福祉法人あそか会	理事長 古城 資久	東京都江東区住吉一丁目18番15号
天野 安隆		東京都江東区大島四丁目11番10号
株式会社五分利屋	代表取締役社長 立田 研次	東京都江東区大島七丁目22番12号
小林 常躬		東京都江東区大島三丁目10番8号
平田 雅彦		東京都板橋区板橋二丁目54番3-302号
イオンマーケット株式会社	代表取締役社長 乾 哲也	東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号
有限会社新栄堂	取締役 森石 敏晴	東京都江東区大島六丁目26番5号
株式会社高島屋	代表取締役 高島 良一	東京都江東区大島七丁目11番1号
株式会社折鉄	代表取締役 稲垣 省三	東京都江東区大島七丁目39番1-103号
勝田 正直		東京都江東区亀戸四丁目26番1号
有限会社猿橋商店	取締役 猿橋 陽規	東京都江東区亀戸五丁目29番24号
株式会社三好屋食品工業	代表取締役 木島 一哉	東京都江東区亀戸五丁目46番3号
杉浦 嘉雄		東京都江東区北砂一丁目15番9-801号
有限会社二川中屋酒店	代表取締役 中村 勝次	東京都江東区東砂一丁目4番8号
松本 康弘		東京都江東区南砂二丁目28番18号
積田 静松		東京都江東区南砂二丁目3番2-425号
有限会社中里商店	代表取締役 中里 誠治	東京都江東区南砂四丁目7番22号
千村 公恵		東京都江東区南砂六丁目11番20号
有限会社松本工機	代表取締役 松本 秀明	東京都江東区大島七丁目43番16号
川村 一寿		東京都江東区亀戸五丁目15番6号
株式会社永田屋	代表取締役 永田 由美子	東京都江東区海辺19番1号

◎江東区告示第 1 7 7 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和 7 年 4 月 1 日から変更する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

1 区域及び面積変更をする公園

名称	位置
仙台堀川公園	北砂六丁目 1 9 番 2 1 号先 東陽六丁目 6 番 6 号先

2 区域及び面積
別図のとおり

〔別図〕

名 称：江東区立仙台堀川公園

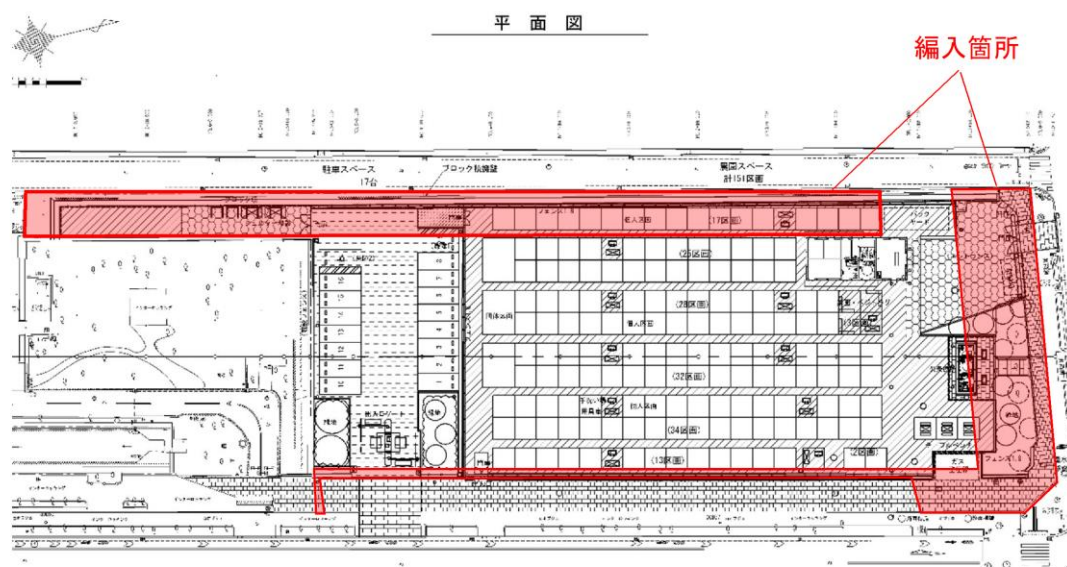
所在地：江東区北砂六丁目 1 9 番 2 1 号先～東陽六丁目 6 番 6 号先

面 積：105,537.81 m² (旧面積 103,850.39 m² 増面積 1,687.42 m²)

【案内図】



【平面図】



◎江東区告示第 1 7 8 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 3 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次
の都市公園を令和 7 年 4 月 1 日から設置する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

1 設置する都市公園

名称	位置
大島九丁目すくすく公 園	江東区大島九丁目 6 番 1 1 号

2 供用開始日

令和 7 年 4 月 1 日

3 区域及び面積

別図のとおり

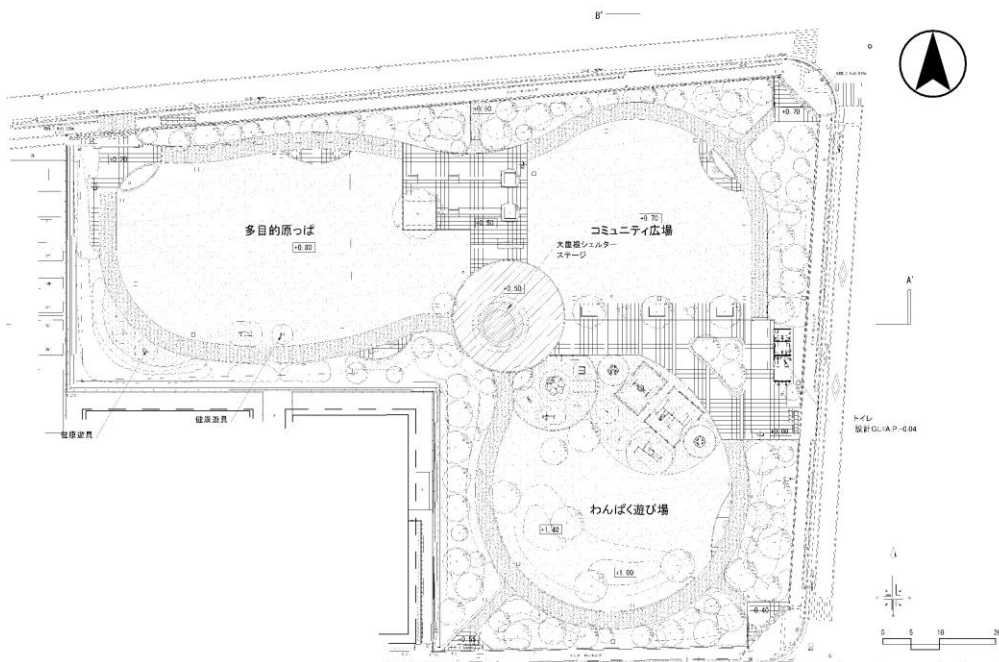
〔別図〕

名 称 : 大島九丁目すくすく公園
 所在地 : 江東区大島九丁目 6 番 1 1 号
 面 積 : 9 6 1 3 . 0 0 m²

案内図



平面図



◎江東区告示第 1 8 4 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 2 2 条の規定による自動車駐車場の使用料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託を受けた者（指定公金事務取扱者）
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
- 2 住所又は事務所の所在地
東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4 号
- 3 委託した歳入等の内容
江東区立仙台東堀川公園自動車駐車場使用料の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日
令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 8 5 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 2 2 条の規定によるボート場の使用料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託を受けた者（指定公金事務取扱者）
公益社団法人江東区シルバー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 住所又は事務所の所在地
東京都江東区東陽六丁目 2 番 1 7 号
- 3 委託した歳入等の内容
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日
令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 8 6 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車（種別割）の収納事務について、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1
株式会社セゾンパーソナルプラス
取締役 山田 眞
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車（種別割）の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者指定日 令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託日 令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 8 7 号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都港区南青山三丁目 1 番 3 0 号 P A S O N A S Q U A R E
株式会社パソナ
常務執行役員 エキスパート・B P O 事業本部
パブリック本部長 松永 早苗
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 江東区豊洲特別出張所の特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険

- の保険料、後期高齢者医療
の保険料及び介護保険の保
険料の収納事務
- 4 指定公金事務 令和 6 年 4 月 1 日
取扱者指定日
- 5 委 託 日 令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 8 8 号

江東区介護保険料の収納事務について、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、同法による改正前の介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2 の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	江東区介護保険料収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる江東区介護保険料の収納	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号	M M K 設置店の表示のある加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗及び加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号	同上	同上
株式会社 ボプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久	同上	同上

	地 6 6 5 番地の 1		
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号	同上	同上
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号	同上	同上
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号	a u P A Y、d 払い、P a y P a y に係る江東区介護保険料の収納	同上
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目 1 0 番 1 0 号	a u P A Y による江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号	d 払いによる江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	J - C o i n P a y による江東区介護保険料の収納	同上
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	P a y P a y による江東区介護保険料の収納	同上
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号	L I N E P a y による江東区介護保険料の収納	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第1項の規定に基づき、犬の注射済票交付手数料収納事務を別紙のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の定めるところにより告示する。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙〕

1 委託の内容

犬の注射済票交付手数料収納事務

2 委託日

令和 7 年 4 月 1 日

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

4 委託の相手方、事務所の所在地及び指定日

委託の相手方	事務所の所在地	指定日
青柳動物病院	江東区牡丹三丁目 9 番 6 号	令和 7 年 4 月 1 日
有明動物病院	江東区有明二丁目 1 番 8 号	令和 6 年 4 月 1 日
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四 丁目 1 7 番 8 号	令和 7 年 4 月 1 日
いぬねこラボ	江東区大島八丁目 2 2 番 1 2 号	令和 7 年 4 月 1 日
永代橋アニマルクリニック	江東区永代一丁目 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
おおじま動物クリニック	江東区大島一丁目 2 9 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
亀戸うえの動物病院	江東区亀戸七丁目 2 4 番 4 号ハイツ栄 1 0 1	令和 6 年 4 月 1 日
荻谷動物病院グループ三つ 目通り病院	江東区森下五丁目 2 0 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日
木場きたむら動物病院	江東区冬木 1 7 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日

木場パークサイド動物病院	江東区東陽一丁目 2 7 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日
きむら動物診療室	江東区常盤二丁目 1 4 番 1 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
公益社団法人東京都獣医師会	港区南青山一丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
江東どうぶつ医療センター	江東区塩浜二丁目 1 1 番 2 9 号	令和 7 年 4 月 1 日
コジマ亀戸動物病院	江東区亀戸三丁目 6 0 番 2 2 号	令和 7 年 4 月 1 日
Z E R O どうぶつクリニック	江東区大島一丁目 3 0 番 1 4 号コーポ川上 1 0 1	令和 7 年 4 月 1 日
チェロ動物病院	江東区東砂八丁目 5 番 5 - 1 0 3 号	令和 7 年 4 月 1 日
動物医療サポートセンター	江東区深川二丁目 7 番 1 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
とよす動物病院	江東区豊洲六丁目 2 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日
東砂動物診療所	江東区東砂三丁目 2 6 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
ペテモ動物病院東雲	江東区東雲一丁目 9 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日
まるやま動物病院	江東区石島 4 番 9 号	令和 7 年 4 月 1 日
有限会社とだ動物病院	江東区千田 6 番 1 3 号	令和 7 年 4 月 1 日
ラグドーナ株式会社	江東区辰巳二丁目 1 番 5 6 号	令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 9 0 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）の収納事務について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	公金収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる公金収納	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号	M M K 設置店の表示のある加盟店舗における公金収納	同上
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗及び加盟店舗における公金収納	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号	同上	同上
株式会社ボプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号	同上	同上

株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号	同上	同上
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号	a u P A Y、d 払い、P a y P a y に係る公金収納	同上
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目 1 0 番 1 0 号	a u P A Y による公金収納	同上
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号	d 払いによる公金収納	同上
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	J - C o i n P a y による公金収納	同上
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	P a y P a y による公金収納	同上
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号	L I N E P a y による公金収納	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 1 9 1 号

江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料の収納については、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 委託の相手方 公益社団法人江東区シルバークリニクス
会長 関澤 邦正
- 所在地 東京都江東区東陽六丁目 2 番 1 7 号
- 歳入の内容 江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料
- 指 定 日 令和 6 年 4 月 1 日

5 委 託 日 令和7年4月1日

◎江東区告示第192号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定および委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽四丁目1番3号
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
事務局長 林 英彦
東京都江東区東陽四丁目5番18号
一般社団法人江東区観光協会
理事長 小嶋 映治
東京都江東区亀戸四丁目18番8号
亀戸いきいき事業協同組合
代表理事 塚本 光伸
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務

◎江東区告示第193号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、同法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の定めるところにより、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託事業者

- (1) 株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
- (9) LINE Pay株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号
- (10) Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (11) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (12) 株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (13) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号
- (14) KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区国民健康保険料の徴収事務
②『モバイルレジクレジット』及び『ネットdeモバイルレジ』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
③江東区国民健康保険料に係る徴収事務の取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
- (9) 『LINE Pay』による江東区国民健康

康保険料の徴収事務

- (10) 『P a y P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (11) 『P a y P a y』、『d払い』及び『a u P A Y』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
- (12) 『d払い』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (13) 『J - C o i n P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (14) 『a u P A Y』による江東区国民健康保険料の徴収事務

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで (ただし、『L I N E P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで)

- 4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日及び委託をした委託日
令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 9 4 号

江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務について、地方自治法の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 9 号) 附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、同法による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号) 第 1 1 4 条の定めるところにより、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (令和 6 年政令第 1 2 号) による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 1 9 年政令第 3 1 8 号) 第 3 3 条第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社 N T T データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

- (7) 株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6
6 5 番地の 1

- (8) 株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務

②江東区後期高齢者医療保険料に係る徴収事務の取りまとめ

- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務

- (3) 同上

- (4) 同上

- (5) 同上

- (6) 同上

- (7) 同上

- (8) MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

- 4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日及び委託をした委託日

令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 9 5 号

江東区保育料の収納事務について、地方自治法の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 9 号) 附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、同法による改正前の児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 5 6 条第 3 項に定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	公金収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる公金収納	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号	MMK 設置店の表示のある加盟店舗における	同上

		公金収納	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における公金収納	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上
株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上

◎江東区告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和7年4月1日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江358号	江東区大島八丁目316番2先から 江東区大島八丁目316番11先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

特別区道江358号区域変更略図

江東区大島八丁目地内



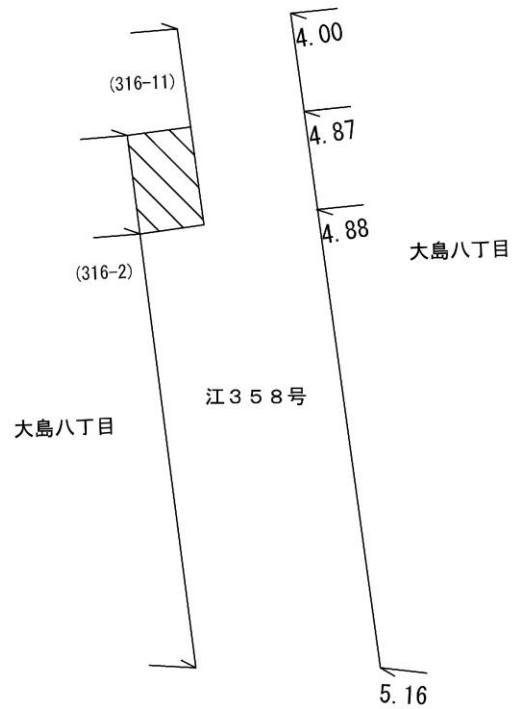
編入区域

面積

1. 20 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 9 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 4 月 1 日から
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

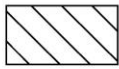
江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 3 5 8 号	江東区大島八丁 目 3 1 6 番 2 先 から 江東区大島八丁 目 3 1 6 番 1 1 先まで	なし

特別区道江 3 5 8 号供用開始略図

江東区大島八丁目地内



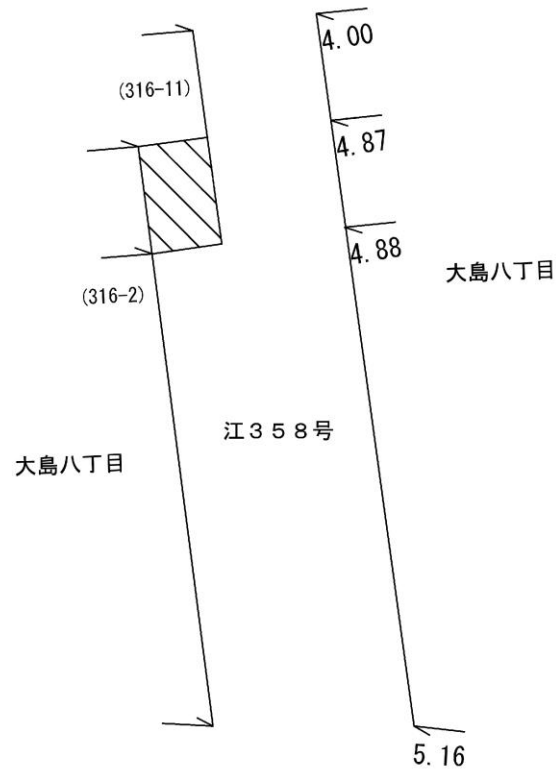
供用開始区域

面積

1. 20 平方メートル



供用開始区域



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 5 8 9 号	江東区塩浜二丁目 1 番 6 7 先から 江東区塩浜二丁目 4 番 3 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江589号区域変更略図

江東区塩浜二丁目地内



編入区域

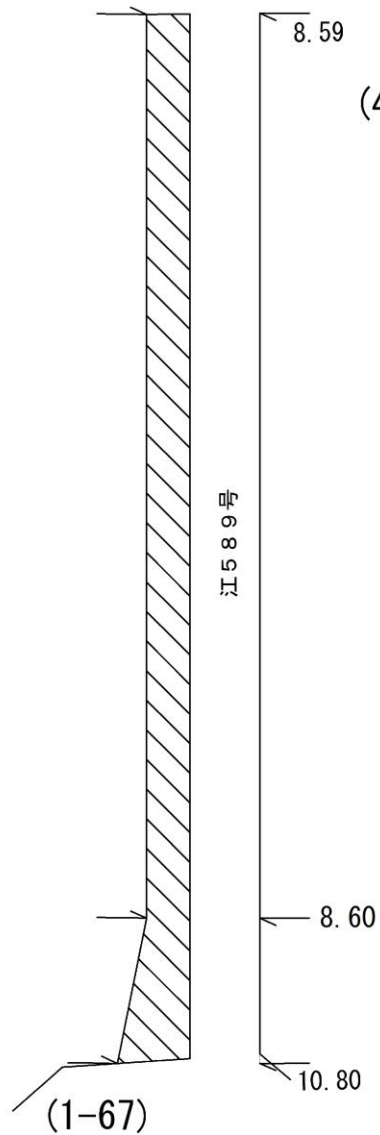
面積 273.56 平方メートル



区域変更箇所



塩浜二丁目



塩浜二丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 200 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 4 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 4 号

下記により、令和 7 年第 3 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 7 年 3 月 24 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

1 日時 令和 7 年 3 月 27 日（木）

午後 2 時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 6 陳情第 1 号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情（継）

日程第 2 議案第 11 号 江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第 3 議案第 12 号 江東区教育センター処務規則及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程

日程第 4 議案第 13 号 江東区立学校事案決定規程の一部改正

日程第 5 議案第 14 号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

4 報告事項

(1) 令和 7 年第 1 回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を、それぞれ次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

江東区選挙管理委員会

登録月	登録を行う日
令和 7 年 6 月	令和 7 年 6 月 2 日
令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 2 日

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

江東区選挙管理委員会規程（平成 15 年 7 月江東区選挙管理委員会告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 18 日

江東区選挙管理委員会

第 11 条第 6 号中「近接地外出張」を「特別内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号。以下「旅費支給規程」という。）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特別内国旅行をいう。）」に改める。

第 16 条第 2 号中「近接地内出張」を「普通内国旅行（旅費支給規程第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 14 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 18 条の規定に基づき、令和 6 年度第 2 回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、佐竹委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和 7 年 3 月 17 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 佐 竹 としこ
同 やしきだ 綾香
同 河 野 清 史

〔別紙〕

令和 6 年度第 2 回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔福祉部 介護保険課〕

1 指摘事項

福祉部介護保険課では、令和 5 年 7 月 24 日に契約締結した卓上紙折り機（見積金額 152,900 円）を、消耗品費により購入していた。物品名鑑によると、その区分として「備品」は「本体価格のほか付随費用（設置費等）および消費税を含んだ購入予定価格が 50,000 円以上のもの」とされており、今回購入した卓上紙折り機は「備品」に分類されるため、備品購入費より購入することが正当である。

しかし、同支出科目である介護認定審査会運営事業において、備品購入費の予算科目は設置されていないため、単なる執行科目の誤りではなく、予算には計上されていない不適切な執行であった。予算計上していない場合には、新たに予算科目（節）を設定したうえで予算流用の処理が必要であり、この予算の流用については江東区予算事務規則第 21 条に定められているが、これに基づく手続きを適切に行っていなかった。加えて、備品購入後に必要な備品登録の処理も行われていなかった。

同課におかれては、今後このような不適正な事務の執行が繰り返されることのないよう、確実な再発防止策を講じられたい。

2 措置事項

本件指摘事項が発生した原因は、まず職員が物品名鑑に定められた備品の定義を誤認し、

購入物を消耗品と認識していたことにある。そのため新たな予算科目の設定や購入後の備品登録、それらに先立つ予算流用の処理がなされなかった。また、購入における課の決済過程によるチェックも不十分であった。なお当該購入物については、本件指摘後速やかに備品登録処理を実施した。

今後このような不適正な事務執行を繰り返さぬよう、以下の再発防止策を講じる。購入予定価格が50,000円以上の備品が必要な場合、予算計上し、適正に会計処理が行われるよう課内でのOJTを徹底する。また、計画的に会計・契約研修や予算研修を職員に受講させる。また、職員が過去の経験や思い込みにとらわれることがないよう、新規の物品購入を行う際には常に最新の事務執行マニュアルを確認するとともに、係内で事務担当者、予算担当者など複数の職員によるチェックを行うよう徹底する。さらに、決済におけるチェック体制を十分なものとするために、物品を新たに購入する際は、所管係長が必ず課長、課庶務担当係長に事前に相談し、予算科目や処理方法について確認を行い、必要に応じて関係部署に照会するなどして、再発防止に取り組む。

◎江東区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令第1号）第17条の規定に基づき、令和6年度第3回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、佐竹委員は令和6年10月31日から本監査に関与しています。

令和7年3月17日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

[別紙]

令和6年度第3回定期財務監査報告書	
第1	監査の範囲
1	監査の対象事項
	令和4年度、5年度及び6年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
	なお、豊洲特別出張所については、令和5年度及び6年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

- (1) 豊洲特別出張所
- (2) 出張所
白河、小松橋（区民館を含む）、砂町（区民館を含む）
- (3) 福社会館
塩浜
- (4) 保育園
深川一丁目、古石場、東雲第二、大島第三、大島第四、小名木川第二、亀高第二、東砂、南砂第三
- (5) 児童館
森下、塩浜、豊洲、辰巳
- (6) 江東きッズクラブ
きッズクラブ元加賀（森下児童館所管）
きッズクラブ塩浜（塩浜児童館所管）
きッズクラブ辰巳児童館（辰巳児童館所管）
- (7) 日光高原学園

3 監査の実施期日

令和6年10月3日から同年12月3日までの計26日間

第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。また、日光高原学園の現地視察を行った。

なお、施設の安全対策について重点監査項目とし、監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

監査の結果に記載したほか、一部の施設管理・運営に関する以下のような事案について、監査時及び講評において所管部署とも連携し改善・検討するよう求めた。

- 1 出張所サービスについて、キャッシュレス決済や窓口のワンストップ化などのほかDX化を推進し、さらなる利便性の向上を検討されたい。
- 2 保育園の保育サービスについて
 - (1) 据え置かれた賄費を昨今の物価上昇に対応し、経済動向を見極めサービスの低下が生じないように検討されたい。
 - (2) 医療的ケア児の受け入れにあたり、看護

- 師の専任化について検討されたい。
- 3 各施設の老朽化等によるサービス低下を招かぬよう検討されたい。
- 講評を受けて、既に改善及び検討が図られている部署もあるが、さらなる行政サービスの向上及び規程を遵守した事務執行や施設管理に努められたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 7 年第 1 回定例会）

2 月 1 9 日から 3 月 2 8 日まで会期 3 8 日間にわたって開会した令和 7 年第 1 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第 1 号 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 2 号 令和 6 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 令和 6 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第 1 0 号 江東区男女共同参画条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 1 号 江東区新庁舎建設等基金条例
- 議案第 1 2 号 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 号 江東区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 1 4 号 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 5 号 江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 6 号 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 7 号 江東区こどもの権利に関する条例
- 議案第 1 8 号 江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 9 号 江東区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 0 号 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 1 号 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 2 号 江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 3 号 江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 4 号 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 5 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 6 号 江東区江東きっずクラブ条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 7 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 8 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 1 号 江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約
- 議案第 3 2 号 公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 3 号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 4 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(以上 3 月 1 3 日原案可決)
- 議案第 5 号 令和 7 年度江東区一般会計予算
- 議案第 6 号 令和 7 年度江東区国民健康保険会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度江東区介護保険会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 議案第 2 9 号 江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 0 号 江東区福祉会館条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 5 号 給料等の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 議案第 3 6 号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 7 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(以上 3 月 2 8 日原案可決)

2 請願・陳情

- 5 陳情第 4 3 号 施設使用料値下げに関する

陳情

- 5 陳情第 6 6 号 江東区の施設使用料に関する条例の改正（使用料値下げ）を求める陳情
(以上 3 月 1 3 日不採択)

